

日露戦後の手工科教授・ 労働教育の展開過程の検討

——宮城県を事例として——

内 田 司

第一章 問題の所在

第二章 日露戦後の宮城県における諸産業と県民生活の状態

第1節 工業の展開と児童労働

第2節 農業の展開と県民生活、とくに農村における貧困児童問題

第三章 日露戦後の宮城県における手工科教授・労働教育の展開過程

第1節 実業教育論の展開

第2節 実業教育の教員問題——とくに手工科教授のための教員養成の施策の検討——

第3節 手工科教授・労働教育の展開過程

第四章 まとめ

第一章 問題の所在

日露戦後の時期は、日本の教育史上、注目するに値する時期であったといえる。それは、学校教育のみならず社会教育に関しても、戦前の教育体制の基本的陣容が整った時期であったからである。⁽¹⁾

その日露戦後の時期は、産業資本の確立期であり、しかも独占資本主義へ急速に移行しつつあった時期であった。また、日露戦争に勝利し、世界帝国主義列強の一員となった時期でもあった。そのため、この時期の天皇制国家は、資本制を更に発展させるという課題を、そして、帝国主義的基盤を確立するという課題を、国民からの収奪を強化しつつ遂行しなければならなかつた。しかも、天皇制国家は、それらの課題を、その時期同時に顕在化してきていた資本制・寄生地主制の下における諸矛盾——商品経済の浸透による農村の疲弊化、名望家支配体制の解体化傾向、地主・小作対立の顕在化、都市における労働運動、社会主义的運動の抬头、さらに、国税と競合する税源の税率の制限と国政委任事務の無制限の膨張の圧力によって地方自治団体財政が危機に瀕していた等々——を隠蔽しつつ達成しなければならなかつたのである。それゆえ、天皇制国家は、国民を国家に強力に統合し、国策に対する国民の自発的エネルギーを根こそぎくみ尽すことによって先の相互に矛盾する二つながらの課題を同時に解決しようとし、その役割を教育に期待した。そのため、全国民を国家、国策に統合するため、単に子どもだけでなく、青年、おとなに対する教育、教化網の組織化、体系化が天皇制国家によって進められた

(1) 私は、かつて、この「善良なる市町村民」形成のための宮城県における教育力の組織化過程の検討を、拙稿「日露戦後経営における『教育改革』と報徳主義」(『宮城歴史科学研究』第六・七号所収)で行っている。

のである。

こうした時代状況の中で、天皇制国家は、成長しつつある世代に対する意図的、組織的人格形成の専門機関である小学校の教育改革をも次々と断行していった。教育内容における軍国主義化の推進、家族国家観、忠君愛国思想を中心とした天皇制イデオロギーの強化、実業(技術)教育の奨励が進められ、制度面では、国定教科書の採用、業務教育年限の延長、就学の徹底化の施策が押し進められていった。教授方法としては、訓練主義的方法が導入され、その徹底化がはかられた。

本稿の目的は、この日露戦後的小学校教育改革の重要な柱の一つであった実業教育の展開、とくに手工科教授・労働教育の展開過程を、宮城県を事例として検討することにある。その検討課題は、次の二点である。第一の点は、宮城県において、手工科教授・労働教育が展開されなければならなかった必然性と具体的な展開の過程を解明することである。一般的には、先にも述べたように、日露戦後の時期は、産業資本の確立期であると同時に独占資本主義への移行の端初をなしていた時期であり、かつ日露戦争の勝利によって世界列強の一員となった天皇制国家が、戦後の「平和戦争」に勝ち抜くため富国政策を強力に推進しようとした時期であったため、「教育改革」の一環として実業(技術)教育が奨励されたといえよう。しかし、他方では、当時はまだ、体系的な技術・技能教育の要求は、工場法の「法律制定によって今まであらたに負担を蒙らない重工業部門の大工場、婦人及び幼年労働者を使役せず、むしろ熟練労働者を要求する工場側」⁽²⁾のものでしかなかった。すると、資本制的な社会的分業の深化に対応し、「水稻单作地帯化が方向づけられ」⁽³⁾ていた当時の宮城県における手工科・労働教育の導入、展開はどういう意図に基づいていたのか、また、その具体的な内容、形態はどのようなものであったのだろうかということが問題となろう。すなわち、日露戦後の手工科教授・労働教育の展開過程を説明するさい、その説明を国レベルの社会的、経済的、政治的諸条件やそれらの条件によって規定されている教育政策の中に解消するのではなく、それらの教育が展開された「地域」独自の諸条件によって規定された側面をも明らかにする必要があるのである。

本稿の第二の課題は、日露戦後の宮城県における手工科教授・労働教育の導入、展開の過程の検討を、子供の人格の発達とのかかわりの問題に焦点をあてて検討することである。⁽⁴⁾宮坂広作氏は、『近代日本社会教育政策史』のなかで、「実業補習学校規定発布に伴う文部省訓令(1893

(2) 風早八十二『日本社会政策史』上 青木文庫 177頁。また、この点に関しては、斎藤勇「職人から職工へ」(『歴史公論』1976, 9号所収)を参照。

(3) 中村吉治編『宮城県農民運動史』147頁。

(4) これまで教育学研究においては、教育と労働の結合の問題、生産労働と教育との結合の問題は、人格の発達論、とくにその全面発達論とのかかわりで論じられてきた。私は、本稿をこうした研究の一環として位置づけたいと思っている。

(5) 年11月)」を分析し、「『富国のための実業教育』という限界のなかではあるが、『教育と労働』の結合、『科学及技術と実業の一致配合した教育』の方向が志向されていることには十分注意をはらってよい」と指摘している。この指摘に示唆を受け、日露戦後の宮城県における手工科教授・労働教育の導入、展開過程の検討にさいし、宮城県におけるそれはどのような教育と労働の結合であったのであろうかという側面に注意をはらって検討しようと思う。とくに、教育と労働の結合はどのようなものであれ子供の人格の発達とイコールとなるとはいえないと思われるが故に、宮城県における手工科教授・労働教育は、どのような「科学及技術と実業の一致配合した教育」であったのかを明らかにする必要がある。そのことによって、現在の教育実践において教育と労働の結合、「科学及技術と実業の一致配合」の原理を導入し、子供の人格の発達を組織化しようとするとき、たとえそれが反面教師的にではあれ、その重要な視点が得られると思うのである。

第二章 日露戦後の宮城県における諸産業と県民生活の状態

第1節 工業の展開と児童労働

日露戦後の宮城県における諸産業の発展の状況を、宮城県の会社数、払込資本金の推移を示した表1で見てみると、全体的には、大正2年は、会社数、払込資本金とも明治31年にくらべ

表1 宮城県会社数・払込資本金調

年別	農業		工業		商業		水陸運輸業		合計	
	社数	資本金 千円	社数	資本金 千円	社数	資本金 千円	社数	資本金 千円	社数	資本金 千円
明治31	4	72.3	16	357.3	20	1,550.3	5	83.8	45	2,063.7
36	1	78.5	30	783.7	26	2,504.4	5	131.0	62	3,497.5
38	1	84.3	17	472.3	26	2,512.8	5	115.8	49	3,185.2
40	5	195.6	26	691.0	39	2,861.6	6	118.8	76	3,867.0
42	4	221.5	29	1,116.8	60	3,111.3	10	206.1	103	4,655.7
44	3	187.5	38	1,852.8	93	6,541.7	16	472.3	150	9,054.3
大正2	9	265.4	55	1,820.8	126	7,841.4	23	832.5	213	10,760.2

『七十七年史』より引用

て5倍弱の伸びを示していることがわかる。これを産業別に見ると、宮城県においては、商業の比重が他の産業に比して極めて大きかったといえる。しかも、この商業のなかでは、金融関係の比重が圧倒的であった。明治36年現在、金融関係の会社数は商業全体の85.9%を占めてい

(5) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』97頁。

(6) 同上 98頁。

(7) この金融関係の代表者たちは、宮城県教育会の有力メンバーでもあり、宮城県における日露戦後の「教育改革」を中心的に進めました。

たのである。

次に工業について見ると、工業もまた明治後期から大正初めにかけ発展していたといえる。大正2年には、明治31年に比べて、会社数で4倍強、払込資本金額で5倍強に増加していた。このことは、宮城県の工場数、職工数の推移を示した表2によってもわかる。大正2年と明治31年を比較すると、全体としては、工場数は3倍強、職工数は2.5倍弱に伸びていた。これを部門別に見ていくと、宮城県の工業においては、明治初期以降、製糸、紡績、織物などの繊維関係の部門が大きな比重を占めてきたが、この傾向は、日露戦後の時期においても変わらなかった。明治後期においても、女子の職工数が男子のそれの2倍強であったことが、それを反映していた。しかし、日露戦後の時期には、酒類及味噌・醤油、カン詰及水産製造物などの食品関係、⁽⁸⁾その他の工場数、職工数が、停滞ないし下向ぎみの繊維関係のそれに比べて、その相対的比重

表2 宮城県の工場数・職工数の推移

年別	鉱業		製糸		紡績		織物		印 工 場 数
	工 場 数	職 工 数(人)	工 場 数	職 工 数(人)	工 場 数	職 工 数(人)	工 場 数	職 工 数(人)	
明治15			1	30					
17			1	761	1	63	18	437	
20			6	△ 28,966	1	△ 9,780	2	△ 7,070	
25	1	△ 143,143	14	△ 259,940	1	△ 14,030	15	△ 46,160	9
30	3	744	23	1,811 × 157 3,374	1	51	20	399	2
37	2	60	32		1	28	25	597	
38	1	49	33	3,728	1	23	20	452	5
39	2	57	36	4,147	1	28	24	570	5
40	7	476	36	4,128	1	32	32	726	5
41	4	236	36	4,161	1	30	33	686	7
42	3	295	25	4,315	2	58	73	1,135	13
43	5	356	33	4,188	1	30	41	911	6
44	6	219	34	4,324	2	75	40	887	7
45	4	195	30	3,707	2	91	30	665	7
大正元年	2	3	156	25	3,636	2	34	31	647
									8

(注) 1. 直接作業人員10人以上の工場。但し明治42年・5人以上。△は延人数

(『七十七年史』と『宮城県統計書』より作成)

2. 明治37年の×157は「製糸及機業」の職工数

(8) このその他の工場とは、「瓦斯電気業、化学工業、機械器具工業および窯業」等であった。

を増大させていたのである。また、明治初期には、低賃金の労働力の確保の必要から工場は郡部に散在していたが、明治後期から大正初期にかけての工場の増加は、仙台をはじめとする都市部に多く増加する傾向となっていた。⁽⁹⁾ 次に、宮城県における製糸業の明治32年から大正3年までの推移を示した表3によって、日露戦後の宮城県における工業の発展を生産様式の側面から検討したい。この表3によって、生糸の「器械取」と「座縲」との産高の関係は、明治36年に逆転し、その後は年々「器械取」が「座縲」を圧倒していったことがわかる。明治後期から大正初期にかけては、宮城県においても労働手段の機械化が前進していたのである。

これまで、資本主義の発展に伴う地域間分業の深化の中で水稻単作地帯に位置づけられた宮城県においても、日露戦後の時期工業の発展が見られることを述べてきた。しかし、宮城県の工業が更に発展するのは第一次大戦後の大正7年以降であって、この時期はいまだ遅れた性格

刷	酒類及味噌醤油		カン詰及水産製造物		その他の		合計	
	職工数(人)	工場数	職工数(人)	工場数	職工数(人)	工場数	職工数(人)	工場数
△ 41,902					2	20	1	30
91					2	△ 4,480	22	1,283
					6	△ 12,038	11	△ 50,296
					2	10	46	△ 507,204
					6	220	51	3,113
188			1	11	13	1,136	74	4,429
209					17	1,316	85	5,587
170			2	45	17	1,021	85	6,327
193			2	92	23	1,191	106	6,598
224	54	593	23	258	133	2,331	336	6,589
170	18	295	13	232	57	1,734	174	9,179
182	21	339	16	526	58	1,672	184	7,866
170	23	376	16	443	59	1,613	161	8,224
194	24	365	13	369	52	1,772	158	7,260
								7,233

(9) こうした状況の中で、⁽¹⁰⁾仙台市では、「当市の如く会社若は工場の在る所に於ては貧困児童にして義務教育を終了せざる者を雇傭するもの多く延て児童の就学を妨ぐるもの實に少数に非ず」の状態となった。それゆえ、明治45年6月に開催された宮城県教育会第23次総会において、仙台市教育会は、「尋常小学校の教科を修身せざる学令児童を雇傭する会社若くは工場をして特に就学の設備をなさしむべき制度を設けられんことを其筋に建議する」議案を提出していた(『宮城県教育会雑誌』184号参照)。

表3 明治32年一大正3年 宮城県製糸業

年別	製糸場			生糸生産高					
				生糸			屑糸	合計	
	製造所	自宅	計	器機取	座縕	計			
明治32	34	18,316	18,350	9,784	28,846	36,630	14,071	52,701	
36	38	11,984	12,022	23,746	19,571	43,317	15,081	58,335	
40	47	9,477	9,524	38,106	15,481	53,647	15,875	69,522	
44	35	5,952	5,987	50,363	12,046	62,409	18,017	80,426	
大正3	24	4,264	4,288	—	—	53,053	15,073	68,126	

『七十七年史』より引用、40年以降「製造所」10人縕以上、「自宅」10人以下

を有していたのである。そのことは、第一に、宮城県の工業は、家族労働力を主労働力とするような零細な工場によって多くをささえられていたという点に示されている。宮城県における工場数、職工数の推移を示した表2の明治42年だけは直接作業人員5人以上の工場数が示されているが、この明治42年の工場数は、直接作業人員数10人以上の工場数が示されている他の年のそれとくらべ2倍近くになっていることを見ても、また、表3で製糸業の推移を見ると、大正3年になってもまだ職工10人以下の「自宅製糸場」が4,264あったことによっても、宮城県の

表4 14才未満工場従業員調（但し職工10人以上工場ニ限ル）

	糸							織物							船						
	M43	44	T1	2	3	4	5	M43	44	T1	2	3	4	5	M43	44	T1	2	3		
男								5	3	7	3	2	2	1	5	4	4			1	
女	81	59	47	55	7	112	129	42	54	51	37	22	28	28							
計(人数)	81	59	47	55	7	120	129	47	57	58	40	24	30	29	5	4	4				1
男								3.97	1.86	6.5	3.1	2.4	5.6	2.0	16.67	23.08	10.3				2.0
女	2.06	1.45	1.3	1.6	0.2	3.5	3.8	5.41	7.44	8.7	6.8	4.1	8.4	8.5							
計(%)	1.92	1.36	1.3	1.6	0.2	3.5	3.8	5.20	6.43	8.4	6.2	3.8	8.1	7.9	16.67	23.08	10.3				2.0
印刷及製本														硝							
	M43	44	T1	2	3	4	5	M43	44	T1	2	3	4	5	M43	44	T1	2	3		
男	7	5	3	8	2	1	7											5	15	8	5
女	2							25	30	30	30	20						3			
計(人数)	9	5	3	8	2	1	7	25	30	30	30	20						5	15	11	5
男	4.40	2.92	1.9	4.4	0.9	0.5	3.6											29.23	42.9	21.1	11.9
女	18.18							100	100	100	100	70						100			
計(%)	5.29	2.75	1.8	4.1	0.8	0.5	3.5	100	100	100	100	70						18.52	42.9	21.8	11.9

この時期の工場の零細的性格がわかる。日露戦後の宮城県における工業の遅れた性格は、その労働力の構成を見るとより一層明らかになる。すなわち、女子労働者の占める割合がいまだ大きく、明治43年現在の直接作業人員10人以上の工場労働者全体の70%強が女子労働者であった。また、14才未満の児童労働者の果す役割もいまだ大きかった。この点は、本稿の主題と密接に関係するので少し詳しく検討していこうと思う。

宮城県における職種別の「幼年労働者」数の年次別推移を示したのが表4である。この表を検討するにあたって、まず、ことわっておかなければならないことがある。それは、この表は、職工10人以上の工場に関してのものであり、宮城県における当時の「幼年労働者」の実数を把握しうるものではないということである。とくに、家族経営をいとなんている「工場」において、実質的には重要な労働力の担い手として期待されていた「幼年労働者」の実態は、全く明らかなならない。そうした限界のあることを知ったうえで、表4を見ると、全体としては、次の3つの点が指摘できる。第一の点は、全労働者数に対し「幼年労働者」数の占める割合は小さかったとはいえ、日露戦後の時期には、全労働者数の5～7%を占めていたということである。⁽¹⁰⁾ 第二の点は、明治39年をピークに絶対数、全労働者に対し占める割合とともに下向傾向にあったこと、そして第三の点は、「幼年労働者」に関しても、女子の比率が高かったということ

		染色					カン詰及水産製造									
4	5	M43	44	T1	2	3	4	5	M43	44	T1	2	3	4	5	
		10	13	11	9	5	3	6	12	28	24	25		40	7	
		10	13	11	9	5	5	5	16	5	87	58	46		25	1
		12.05	14.44	12.2	11.7	6.5	4.8	7.2	6.19	10.73	10.2	14.9		17.0	2.0	
		3.5	29.0	13.16	32.83	27.9	21.86	18.5	115	82	71		14.5	0.3		
		11.67	14.13	12.0	11.4	5.1	4.2	17.6	206	307	271	232	82	237	2.3	
子		その他					合計									
4	5	M43	44	T1	2	3	4	5	M37	38	39	40	41	42	43	44
1	6	12	14	11	4	12	9	6	7	41	73	60	72	61	51	72
		5	10	4	6	6			204	317	360	309	247	179	155	235
1	6	12	19	21	8	18	15	6	211	358	433	369	319	240	206	186
3.6	24.0								1.62	5.32	8.60	4.84	6.50		2.4	3.1
									5.11	6.58	6.57	5.77	4.51		2.7	4.0
3.6	24.0								4.76	6.41	6.84	5.39	4.84		2.6	3.7

『宮城県統計書』より作成

(10) ここでピークというのは、この資料に関するかぎりである。全国的には、明治35年がピークであった(詳しくは、風早八十二『前掲』上参照)。

表5 大正2年工場ノ執業時間及賃金

		製 糸	製 綿	織 物	洋 服 裁 縫	機 屬 及 械	金 船	硝 子	煉 瓦 及 瓦	カ バ イ ト	強 製 紙	染 色	肥 料	酒 類 ソ シ ョ ミ ュ	刻 タ バ コ
一就業時 日間	最 多	14 時間	10	14	10	11	11	12	10	9	10	10	12	10	10
	最 少	10	9	8	10	10	9	11	7	9	10	8	10	8	10
	平 均	12	10	11	10	10	10	12	9	9	10	10	11	11	10
14才以上 賃金 (男)	最 多	65 錢	50	50	60	75	85	60	50	38	30	60	60	80	73
	最 少	25	43	25	60	50	60	60	35	38	30	30	50	35	60
	平 均	40	47	39	60	63	73	60	45	38	30	48	53	51	70
14才以上 賃金 (女)	最 多	50	20	35					28		13		45	25	23
	最 少	16	19	15					25		13		35	20	21
	平 均	27	20	23					26		13		38	23	22
14才未満 賃金 (男)	最 多				26		20					14	30	30	
	最 少				17		20					14	30	20	
	平 均				19		20					14	30	25	
14才未満 賃金 (女)	最 多	15	13	18									20		
	最 少	12	13	9									20		
	平 均	15	13	11									20		

とある。次に職種別に見ていくと、「幼年労働者」の数の多い職種は、製糸、カン詰、紙製空気マリであった。また、その職種の全労働者に対し「幼年労働者」の数の占める割合がコンスタントにある程度の比率を保っていた職種は、染色、印刷及製本、硝子などであった。

だが、日露戦後の宮城県における工業の発展に対し「幼年労働者」の果した役割は、その量的側面においてではなく、彼らの極低賃金ということに、また、それが宮城県における工場労働者全体の低賃金をも規定したということに、大きな意味をもっていたのである。表5は、大正2年の各職種別の労働時間と性別、年令別の一日当りの賃金額を示したものである。を見てまず目につくのは、14才以上の職工においても、女子職工の平均賃金は男子職工のそれに比べて半分にも満たなかったという事実である。それが14才未満になると、男子職工の平均賃金でさえ、14才以上の女子職工のその低賃金にくらべても、一日当り4～5銭低かった。14才未満の女子職工の場合は、その平均賃金額は、14才以上の女子職工のそれの半分であり、14才以上の男子職工のそれと比べるとわずか4分の1以下にすぎなかつた。

労働時間について見ても、14才未満の職工の多くいる職種における労働時間は、他の職種と比較して長かったといえる。製糸、織物、硝子、カン詰、紙製空気マリ等がそうであった。1日の最多就業時間が、製糸、織物で14時間、カン詰では15時間にも及んでいた。労働時間に関して言えば、大正5年に施行された我国はじめての工場法は、15才未満労働者と女子労働者の深夜業の禁止を規定していた。しかし、宮城県のカン詰製造業は、長崎、岡山のそれとともに、

日露戦後の宮城県における手工科教授・労働教育の展開過程の検討

カ ン ヅ メ	印刷 及本	紙製 空き 材	マ テ リ ア ル	製 繩	杞柳 細工	毛 筆	石及 材 採 掘工	漆 器	細 及 麻 糸	採 鉱	大元					
											正 元	元	44	43	42	41
15	10	12	10	10	10	10	10	10	11	12	16	15	16	16	21	16
10	8	12	10	9	10	10	7	10	11	10	7	7	6	8	6	8
13	9	12	10	10	10	10	8	10	11	11	10	10	10	10	11	10
90	60	60	66	19	32	40	80	65	35	65	85	100	90	70	100	110
60	28	60	60	19	32	40	35	65	35	56	19	20	14	18	15	20
67	48	60	63	19	32	40	59	65	35	60	51	49	48	41	37	40
30	30		24	22	19		30	28	22	24	50	40	43	40	40	60
20	18		24	17	19		18	28	22	24	13	14	10	8	8	8
25	23		24	20	19		21	28	22	24	23	22	22	20	20	20
20	20				11		12				30	40	30	40	35	2
15	11				11		12				11	8	1	7	6	2
17	14				11		12				18	23	16	19	13	2
15		7		11			15		10		20	25	15	20	20	2
10		7		11			15		10		7	8	7	5	5	2
12		7		11			15		10		13	14	11	11	11	2

『宮城県統計書』大正2年「勧業ノ部」より引用

工場法の適用を受けない例外として女子の深夜業が許可されていたのである。「宮城県でも魚類の罐詰工場で原料の裁断、洗滌、材料の充填等の三乃至五日間位継続の夜間業に女子を使用」⁽¹¹⁾していた。

以上検討してきたことにより、明治後期、大正初めの時期は、宮城県においても工業のある程度の発展が見られること、しかし、いまだこの期の宮城県の工業の発展は、従業員10人以上の工場でさえ、依然として、その遅れた性格を払拭するまでにはいたっていなかったことがわかる。この期の宮城県の工業の発展は、基本的には、女子労働者と「幼年労働者」に対し低賃金による長時間労働を強いることによって、すなわち、「廉価な労働力の無制限の搾取をもって自己の競争能力の唯一の基礎と」⁽¹²⁾することによって支えられていたのである。

第2節 農業の展開と県民生活、とくに農村における貧困児童問題

ここでは日露戦後の宮城県における農業の展開を検討しなければならないが、紙数の関係で各部門を詳しく検討している余裕がないので、宮城県の農業の主要部門であった稻作に関して検討を進めることにしたい。結論的には、日露戦後の宮城県における稻作の状況はドン底であつ

(11) 風早八十二 『前掲』上 218頁。

(12) 同上 184頁。

表6 米作付段別及収穫高

	作付反別	収穫高	一反歩当 収穫高	作付反別	収穫高	一反歩当 収穫高
M21	76,671	940,106	1.226	100	100	100
22	78,319	807,156	1.021	102	86	83
23	76,350	953,995	1.241	100	101	101
24	77,259	1,226,134	1.585	101	130	192
25	77,672	1,271,121	1.637	101	135	134
26	78,298	1,228,356	1.569	102	131	128
27	75,380	1,224,960	1.625	98	130	133
28	77,601	1,242,019	1.601	101	132	131
29	70,137	1,020,547	1.456	91	109	119
30	71,489	777,095	1.087	93	83	89
31	80,055	1,178,052	1.472	104	125	120
32	78,841	1,048,247	1.330	103	112	108
33	79,414	1,266,607	1.595	104	135	130
34	79,308	1,324,689	1.670	103	141	136
35	81,251	582,171	0.717	106	62	58
36	80,012	1,148,082	1.435	104	122	117
37	78,959	1,120,005	1.418	103	119	116
38	79,489	142,718	0.180	104	15	15
39	79,518	792,340	0.996	104	84	81
40	79,821	975,835	1.223	104	104	100
41	80,496	996,082	1.237	105	106	101
42	80,870	1,189,971	1.471	105	127	120
43	81,174	603,206	0.743	106	64	61
44	81,145	1,183,590	1.459	106	126	119
T 1	82,263	1,135,389	1.380	107	121	113
2	83,391	626,547	0.751	109	67	61
3	83,524	1,557,699	1.864	109	166	152
4	83,610	1,603,044	1.917	109	171	156

『宮城県統計書』大正4年より作成

表7 人口及戸数

年度	人口			戸数
	男	女	計	
M 31	432,439	415,190	897,629	119,466
32			851,422	123,632
33	440,148	426,362	866,510	121,507
34	445,263	432,649	877,912	126,184
35	451,525	438,859	890,384	128,324
36	451,309	444,970	899,279	132,204
37	450,092	449,690	899,782	134,421
38	458,823	454,141	912,964	137,111
39	463,026	455,153	918,179	140,204
40	450,766	411,426	895,228	131,918
41	444,258	442,053	886,311	137,678
42	446,450	444,475	890,925	139,491
43	446,079	445,071	891,150	140,599
44	452,662	452,122	904,781	142,743
T 1	458,534	456,190	914,721	144,058
2	461,771	458,189	919,960	146,211
3	470,185	466,213	936,428	147,572
4	475,740	471,618	947,658	148,676

『宮城県統計書』大正4年より作成

た。その稲作を主要部門としていた農業が、宮城県においては、「各産業中ノ首位ヲ占メ之レカ盛衰消長ハ直ニ本県ノ経済ヲ左右スヘキ重大ノ関係ヲ」⁽¹³⁾有していたがゆえに、それに伴う宮城県民の生活も疲弊の極にあった。それは、明治35年、38年、43年、それに大正2年と、大冷害、大水害による大凶歉が、日露戦争前後の宮城県において連続していたからである。表6は、明治21年から大正4年までの「米作付反別及収穫高」の表である。この表によって、宮城県の稲作は、反収、総収穫高とも明治24年を過ぎると一段高い水準にたつし、大正3年以降には、より高い水準で安定することがわかる。しかし、日露戦争の前後の時期は、大凶歉となった年に大幅に落ちこんだだけでなく、その他の年でさえ、明治24年から34年の10年間の平均に比べても、総じてより低い状況であった。とくに、明治38年の冷害による凶作はひどく、反収、総収穫高

(13) 『宮城県統計書』 大正4年(勧業編) 1頁。

(14) これらの「災害は、偶然的な自然条件のみによるものではなく」、「資本主義経済のなかで一般的に窮乏化していた農民は、その災害に対する抵抗力を失っていたのであり、さらに新らしい技術体系の導入・未確立もこの被害を増大させた」(中村吉治 編 『前掲書』 230頁)。

とともに、明治21年に比べてさえ、その15%にすぎなかった。この日露戦争前後の凶作が県民生活に与えた影響は苛酷なものであり、とくに、明治38年の凶作の時は、全く非慘なものであった。

そのような農業の状況が、日露戦後の県民生活にどのように影響したのかということは、当時の宮城県の人口の推移の中に明りように示されている。表7は、明治31年から大正4年までの宮城県の人口の推移を示したものである。それによると、宮城県の人口、戸数とも明治39年までは漸増している。しかし、明治39年を頂点に、明治40年、41年の2年間には、急激な人口減、戸数減があらわれる。たった2年間におけるこの人口減、戸数減のそれぞれは、その先行する8年間の人口増、戸数増の45.2%，25.4%にもたつしていた。それが回復したのは、人口に関しては大正2年になってからであった。

この人口減、戸数減は、前述した凶作のため窮民となった県民が、北海道、カラフト等への移住をよぎなくされたからであった。例えば、明治38年の大凶作の時の窮民は次のような状態であった。

「下層農民ハ一方ニ於テハ凶作ノ打撃ニヨリ食料ヲ奪レタルノミナラス一面ニ於テ事業止熄ノ影響ヲ受ケ
労銀ヲ得ルノ途ヲ失フニ至り加之時恰モ明治三十五年ノ凶作ニ由テ從来ノ貯穀ヲ費消シタル際ナルニヨリ
人民ノ痛苦ハ一層甚シキヲ加へ中産以下ノモノハ食費ヲ得ルニ窮シ同年ノ秋季ニアリテハ木実、草根ヲ山
野ニ索メテ食料⁽¹⁵⁾ノ補充ヲ計リタルモノ少カラサシト雖資料固ヨリ多カラサルヲ以テ冬季ニ及テハ食料漸ク
尽キ其窮状甚シ」いものがあった。

明治39年1月現在の、その「郡部窮民戸口」は表8の通りであり、その数は、実に、郡部総戸口の40%以上を占めていた。こうした状況下で、明治39年、40年には、年1万人を越える人々が北海道へ移住していったのである(表9)。

表8 郡部窮民戸口 ()は対郡部総戸口比
明治39年1月現在

	最 窮 民		生業ヲ授クルノ要アルモノ				合 計
	一家労働者 ナク食資ニ 足スル者	労働者不足 ニシテ食資 足ラザル者	計	労役専業	半労役者	一家ノ職業アル者	
戸数	1,483戸 (1.2 %)	7,315 (6.1)	8,828 (7.1)	11,361 (9.5)	16,929 (14.2)	16,384 (13.7)	41,676 (37.4) 53.50 (11.8)
人口	5,719人 (0.7)	43,021 (5.3)	48,770 (6.0)	65,845 (8.1)	106,890 (13.1)	105,759 (12.9)	278,500 (34.1) 327,270 (10.1)

『宮城県治要覧』より作成

表9 北海道移住者人口数

M37	38	39	40	41	42	43	44	T 1	2	3	4
1,905	5,220	13,312	16,211	7,063	2,717	3,936	4,260	2,168	3,119	1,676	2,533

『宮城県統計書』 明治42年・大正4年より作成

しかも、これらの凶作による日露戦後の宮城県民の生活の惨状は、日露戦争の影響や戦後経営下における税収奪強化の影響によってより一層加重されていた。すなわち、日露戦争が開戦されるや、農業労働の重要な担い手が兵士として連れされ、農耕の重要な労働手段である馬は徵発され、また、荒備の穀物等の部落有財産も、戦争遂行の資金とするための数次にわたる国債募集や「恤兵献金犒軍等に尽力」⁽¹⁶⁾せしめられ失ってしまった状態の時に、先に述べたような大凶作に遭遇したのである。さらに、追うちをかけるように、戦後経営遂行のための増税の波が宮城県民の生活に襲いかかるのである。表10は、宮城県における諸税の負担額の推移を示したものであるが、これによても、日露戦後の直接国税をはじめとする諸税の負担の過重化が年々急速に進展していたことが知れよう。しかも、この表には、日露戦後の商品経済の進展の中でのいかなる下層民といえどもまぬがれえなかつた各種の消費税をはじめとする関接税の税収奪強化の状況は反映されていないのであるから、これらの税収奪強化が、日露戦後の凶作にあえぐ宮城県民の生活をいかに圧迫したのかということは、現代の我々の想像をはるかに越えるものがあったと思われる。そして、次のような論理でそれらの税負担の強化に対し自発的にこたえていくことが強要されていた。

すなわち、「租税の負担は国民重責の一なり我々国民は屢々事變に際して重大負担に苦しみ諸種の税額殆んど平時十倍に垂んとするの現況殆んど常に堪へ可きにあらざるの巨額なりと雖も戦時において万不得止に出づ然るに戦後の経営は戦時に劣らず國威の發展に伴い費額益々多きを加うるに至らば豈に唯に比税額を永久に据置くのみならず猶一層の増税を見幾多の重荷をも負せらるるの覚悟なかるべからず實に国民は今日に至りて負担の重きに苦しみ之に耐えずとして止むべきにあらざれば各自大に職業を勵み奢侈の風を嚴禁し勤儉力行奮励以て国民の苦境を脱するの覚悟を要す」と。

組織的には、村落社会における契約会等の社会的諸関係を利用し、「勤儉貯蓄組合」、「納稅組合」等を組織し、増大する各種の税の完納を期していこうとした。しかし、当時の宮城県民の

(15) 『宮城県治要覧』 附録 1頁。

(16) これに関しては、宮城県凶作救済委員会から内務、文部両大臣にあてた「宮城県下市町村教育費特別補助の儀に付請願」の文中に具体的に述べられている(『宮城県教教会雑誌』 112号—25頁)。

(17) 『宮城県教育雑誌』 117号 24—25頁。

(18) これらの組織化がどのように進められたのかという点に関しては、拙稿「日露戦後経営下における町村

表10 宮城県における諸税負担額の推移

年度	税額				指 数	現住一人当税額			
	直接国税	県 税	市町村税	計		直接国税	県 税	市町村税	計
M 21	507,117	432,535	365,616	1,305,268	100	0.685	0.584	0.494	1,764
22	616,923	313,346	411,189	1,341,458	103	0.805	0.409	0.536	1,749
23	616,476	489,102	414,162	1,519,740	116	0.819	0.650	0.550	2,019
24	614,975	357,607	379,677	1,352,259	104	0.811	0.472	0.501	1,784
25	615,467	374,273	395,272	1,385,012	106	0.798	0.485	0.512	1,795
26	617,744	336,555	403,792	1,358,091	104	0.787	0.429	0.514	1,730
27	618,832	383,679	454,954	1,457,465	112	0.780	0.484	0.574	1,837
28	619,996	391,909	510,311	1,522,216	117	0.769	0.486	0.633	1,888
29	622,114	455,708	548,794	1,626,616	125	0.761	0.558	0.671	1,990
30	671,446	485,437	668,123	1,825,006	140	0.806	0.583	0.802	2,191
31	689,365	891,472	740,436	2,321,273	178	0.813	1,022	0.874	2,739
32	835,921	826,557	855,133	2,517,611	193	0.978	0.967	1,001	2,947
33	915,932	949,278	1,001,067	2,866,277	220	1,057	1,096	1,155	3,308
34	930,503	1,058,401	1,311,664	2,300,568	253	1,060	1,206	1,494	3,760
35	947,255	900,540	1,298,533	2,146,328	241	1,064	1,011	1,458	3,534
36	952,102	820,436	1,064,126	2,836,664	217	1,059	0,912	1,183	3,154
37	1,673,887	705,479	890,283	3,269,649	251	1,860	0,784	0,990	3,634
38	1,822,206	567,959	922,955	2,313,120	254	1,996	0,622	1,021	3,629
39	1,842,433	578,373	835,241	2,256,047	250	2,007	0,630	0,910	3,546
40	1,899,505	1,166,559	1,213,372	4,279,436	328	2,122	1,303	1,355	4,780
41	1,969,071	1,123,270	1,511,561	4,603,902	353	2,222	1,267	1,705	5,194
42	2,013,969	1,268,691	1,647,027	4,929,687	378	2,261	1,424	1,849	5,533
43	1,493,601	1,092,815	1,605,286	4,191,702	321	1,676	1,226	1,801	4,704
44	1,816,170	1,001,731	1,631,389	4,449,290	341	2,007	1,107	1,803	4,918
T 1	1,913,853	1,463,970	1,997,849	5,375,672	412	2,092	1,600	2,184	5,877
2	1,629,626	1,375,012	1,951,848	4,956,486	380	1,771	1,495	2,122	5,388
3	1,854,001	1,392,327	1,928,428	5,174,756	398	1,980	1,487	2,059	5,526
4	1,814,006	1,624,777	1,930,500	5,369,283	411	1,914	1,715	2,037	5,666

『宮城県統計書』より作成

生活は、一方では商品経済にまきこまれ、さらに凶作が連続するなかで貧困化の度を増していくのであり、加速度的に諸税の滞納額が増加していたのである。その状況の一端を示したのが、表11の過年度町村税滞納額表である。これを見ても、日露戦争を前後する時期に町村税の滞納が急速に増加していたことがわかる。そして、これらの滞納は、日露戦後経営下の地方自治体の振興運動であった地方改良運動が展開されるや強権的に整理されていったのである。『宮城

振興と自然村——宮城県での地方改良運動の展開を事例として——」(『社会学年報』VIII, 1980. 3 所収)を参照してほしい。

県教育会雑誌』(114号)に、「宮城県栗原郡各町村納税状況及教員俸給支払状況」が掲載されており、当時滞納整理がどのように進められていたのかという状況が若干ではあるが示されているので、次に引用しようと思う。

表11 過年度町村税滞納額表 (明治39年8月1日現在)

	M 24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	計
刈田								11	25	28	24	135	279	368	5,634	6,504
柴田													42	60	1,828	1,930
伊具												18	31	374	2,743	3,166
亘理														31	400	431
名取											6	30	511	702	4,196	5,475
宮城												14	659	953	3,228	4,854
黒川	1	3	14	12	17	20	45	95	86	75	400	2,751	2,031	2,236	2,360	10,149
加美													57	132	816	1,005
志田								298	368	1,821	2,064	2,705	2,652	6,842	16,750	
遠田								28	69	1,743	1,667	4,135	3,243	4,657	9,810	25,353
玉造											397	288	801	830	2,477	4,893
栗原											1,029	1,385	4,003	4,691	10,530	21,638
登米							28	89	62	687	1,446	2,018	2,751	2,951	7,652	17,684
桃生								27	1,192	323	1,560	3,211	7,194	4,500	6,926	17,525
牡鹿									191		3	1,102	180	1,057	2,664	8,408
本吉							113	90		424	607	501	2,391	3,494	6,017	9,654
計	1	3	14	12	17	153	190	1,606	1,287	5,071	12,604	22,708	26,194	36,310	94,101	200,268

『県庁文書都市長会議提出案綴』明治39—41年より作成

「從來納税の成績は余り佳良なりと言ふを得ざりしも町村吏員は種々の情実に縁まれ嚴然たる処分をなすことを得ざるもの多く大抵は郡役所員の出張を待ちて始めて滞納処分を行ふのみなり」。⁽¹⁹⁾

「村落の如きは滞納処分のため差押ふる物品なきに苦しむ但し毎戸馬を飼ひて労役せしめつゝあるが故に馬を差押へらるゝは彼等の尤も苦痛を感じる所なりと云ふ」。⁽²⁰⁾

「近来教員俸給の支給方に付監督庁の督責嚴なるに至りたるを以て村税の徵収督促も亦嚴となりたれば教員の親戚故舊の者は教員宅に來り己れが納税金額を教員よりの私借となし以て教員俸給の支給と納税とを了せんことを歎願し之を承諾するの余儀なきに至らしめたことなりと云ふ」。⁽²¹⁾

このような事態の中での農村における児童の生活とは、どのようなものであったのであろうか。この点について以下簡単に検討をしたいと思う。ただ、現在の私には当時の農村児童の生

(19) 『宮城県教育会雑誌』 114号 27頁。

(20) 同上

(21) 同上 29頁。

活の総体を明らかにしうる資料の準備がないので、本稿では、特に宮城県において日露戦争後に強力に推進された就学督励政策とのかかわりでうかびあがった農村児童の生活像にかかわりうるのみである。宮城県においては、明治30年に「山田氏來りて本県に其の職につくや當時恰就学奨励の時に際し氏は敏腕に加ふるに奮励を以てよく法を制しては必ず之を実行し緩慢なるものあれば或は叱し或は責め郡の視学を召集しては切に其方法を講ぜしめ町村に訓令しては之を保護督励せしめ上も下も朝も野も之が為に働き之が為に奔走し為にパンと学との軽重を疑はしめたる程」⁽²²⁾の就学督励の運動が展開された。この就学督励運動の中で問題となったのが、農村における貧困児童と子守児童の問題であった。この農村における貧困児童の問題は、特に、凶作時に集中して現われた。例えば、日露戦後連續した凶作の中で最も被害の大きかった明治38年の大冷害の時には、宮城県の窮民児童に関する調査によると、尋常・高等両小学校における全県の在籍児童の約4%にあたる4,563名の児童が減少するであろうことが予想されていた。また、その他に、教科書、学用品を購入できないか、弁当の携帯のできない児童の数は、全県で1万名を越るであろうことが予測されていたのである。こうした児童のおかれていいた状態が、『宮城県教育会雑誌』(114号)の「中津山小学校窮民児童救助の状況」に記されているので少々長くなるが引用しておくことにしたい。

「本校通学児童は昨年九月頃より漸次全月欠席者多く頻に督励を加ふるも其効なきのみか十二月末に至りては退学するの非境に陥りたるもの六人に及び何れも或は呉れ渡され或は他家に子守に行くもの或は父母の出稼と共に他郷に連れ行かれ残る窮困者の児童を調ぶるに昼飯を携帯せざるもの十数人ありて中には我慢して午後まで授業を受くるものあれど多くは午前丈にて下校するもの又は一寸帰家して怪しき食物をしただため更に登校するものあり又欠席勝の又は全月欠席の者にても督促の結果偶々昇校するものあれど衣食欠乏の為め顔色蒼白身体戦き举止踉々課業に堪えざる者のみ中には數十日も沐浴せざりけん穢垢膚を蔽ひ被服汚汁に染み悪臭紛々如何に熱誠なる職員も近づくべからざるものあり是に於て形式上の督励は一向其効なきを悟り本年一月の休業を利用し職員一同貧児童の住宅に出張して其実地を調査したる其惨況実に目も当てられぬ者多く或は寒を凌ぐために生木を焼し居るもの屏風の骨を焚くもの或は米を得るに道なく黒き異様の液汁を啜るもの或は滋養物を食せざる結果病に呻吟するもの甚しきは絶食し居たるものありき一家斯くの如し如何ぞ児童を出校せしめ得べき」と。⁽²³⁾

これらの貧困児童の保護は、天皇制国家による日露戦後経営下の委任事務の無限の膨張によって財政的に破綻をきたしつつあった各地方自治団体には望むべくもなかった。宮城県では、「特に三十八年凶作の際、是等児童就学補助の目的を以て各地より寄せられたる義捐金を各市町村に配当し、保護会の設置を奨励」⁽²⁴⁾することによって貧困児童の保護を行なおうとした。明

(22) 同上 126号 8頁。

(23) 同じく都市部で問題となったのが、工場における児童労働の問題であった。詳しくは、注(9)を参照してほしい。

(24) この結果は、『宮城県教育会雑誌』 114号に載っている。

(25) 『宮城県教育会雑誌』 114号 19—20頁。

(26) 同上 165号 2頁。

治43年には、これらの保護会は、全県で182を数えるに致った(表12)。

表12 貧困学令児童保護会の状況

保 護 会 数	保 護 の 団 体			る 郡 義 捐 金 高 た	交 郡 付 より 濟 町 金 村 高 へ	費 寄 付 又 は 助 助 金 町 金 村	使 四 十 三 年 一 月 高 迄	現 在 貸 金 高
	保 護 会 数	保 護 市 町 村 する もの にて	保 護 教 育 す る 会 もの にて					
仙 台		1	1	741	741	79	133	587
刈 田	10			853	787	932		1,886
柴 田	8			860	264	286	244	385
伊 真	15			1,133	1,051	879	110	1,854
亘 理		6		683	683		66	636
名 取	2	13		1,632	1,632	499	149	2,256
宮 城	14			1,790	1,790	1,552	212	3,324
黒 川	4			732	318	348	85	619
加 美	7			828	318	339		557
志 田	4			1,243	610	1,001	128	1,558
玉 造	2	5		588	588	90		678
遠 田	12			1,457	524	570		1,115
栗 原	29			2,642	2,642	3,856	23	6,546
登 米	15			1,465	1,118	1,973	84	3,050
桃 生	18	3		1,496	1,496	1,278	159	2,733
牡 鹿			1	739	739		74	900
本 吉	12			1,056	769	498	61	1,218
合 計	152	28	2	19,938	16,073	14,085	1,635	29,908

『宮城県教育会雑誌』165号より作成

子守児童の問題も、「本県の現状に鑑みるときは決して小問題にあらず」という状況であった。この問題に関しては、明治45年6月に開催された宮城県教育会第23次総会において、知事の教育会に対する諮問として「子守の為め就学又は学習に及ぼす支障を除き且つ其教育を適切有効ならしむる方法如何」が提出され、討議に賦されている。その際、この諮問提出の趣旨説明の中で、子守児童の現状が次のように報告されていた。

「即ち不就学児童中貧窮の事由に依りて就学の猶予若くは免除に属するもの数百名比内子守の事由に依るもの半数以上を占むるのみならず就学児童中と雖子守の為欠席せるもの亦頗る多数にして即毎月末の調査に依れば全月欠席に屬せるもの毎月二千三百余人を算す之等児童の約半数即ち千二百余名は子守の事由に依るものと推定し得」⁽²⁸⁾。また、「子守の儘にて出席せるものか頗る多数にして一学級七八名一学校に數十名の子守児童を収容せるものさへある」⁽²⁹⁾。しかも、「縦令日々出席するも背負へる幼児の泣くに従って直に教室を出て又入りて学び又出でゝ遊ぶ有様なれば自己の学習欠くのみならず他の児童の学習上に甚しき妨を与へつゝあ」⁽³⁰⁾ったのである。

以上の検討でもわかるように、日露戦後の宮城県における学令児童は、第一には、飢餓に苦

(27) 同上 184号 62頁。

(28) 同上

(29) 同上

(30) 同上

しんでいたのであり、第二には、家計補充的労働に従事せしめられていたのであり、そして、第三には、家族経営における重要な働き手(子守という形で)として期待されていた。そして、これらの事態が、日露戦後の天皇制国家と国策に対し国民を統合する一環として可塑性にとむ成長しつつある世代を国民の義務としての小学校教育にのこらず囲いこもうとする政策に対し、たえず圧力をかけつづけていたのである。

第三章 日露戦後の宮城県における手工科教授・労働教育の展開過程

第1節 実業教育論の展開

本章の課題は、前述してきた日露戦後の宮城県における経済的、社会的諸条件の下で展開された、小学校における手工科教授・労働教育は具体的にはどのようなものであったのかということを検討することである。ここでは、その端緒として、『宮城県教育会雑誌』に掲載された実業教育論を手がかりとして、日露戦後全国的に実業教育の必要が叫ばれてくる中、宮城県においてはどのような実業教育論が展開されていたのだろうかという点に関する検討を行いたい。⁽³¹⁾

まずははじめに、『宮城県教育会雑誌』(97号)に掲載された、三好愛吉氏の「実業教育及実用教育反対意見」をとりあげたい。氏は、この中で、「教育の目的は抑何である乎」と問う、それに対し、「有用の人物を造るに在ることは疑もなき事柄である」と答える。そして、この「有用の人物は必ずしもパン問題を巧に解決したり処世術を学ひ得たばかりの人を言ふのでない其以上に人間に最大切なる理想といふ無形物を自得したる人を言ふのである」と考え、教育と名のつくものはすべて「武士道教育に於て盛に發揮されつつあった」、「精神主義を以て之を基礎と為さねはなら」ないとする。三好氏にとっては、「若し精神主義に基かす或は此主義と相容れざる教育を施すものがあるならば其は国家に対して忠節を尽すものと言ふことは出来い併のみならず或は国家に取りて危険の慮なしと言ひ難いのであ」った。

しかし、三好氏にしても、「実業思想の養成は目下の国民に取りて必要であることは誰れも疑ふものはない」ことを承知していたのである。ただ、「実業の勃興の如きは最早理想とか企望とかの問題でなくして実行の機会十二分に熟してをるのである併し実業思想の養成及実業の勃興は果して実業教育に依りて充分の効果を収むることか出来るであろう乎」、このことが氏にとっては、「大に疑を挿まねはならぬ点であ」ったのである。ましてや三好氏にとっては、次のような実用主義的な教育には同意できなかった。すなわち、「パン問題を解決する為めに最も便利なる方法を授くる教育」、「人欲を充する最も恰好なる手段を教ゆる教育」そして、「平たく言へは

(31) ここでの引用は、特に注をつけないかぎり、『宮城県教育会雑誌』に掲載された同一論文からの引用であるので、いちいち引用箇所を指摘することを省く。

生活の間にあふためを主として施す教育」を意味する実用教育がそれであった。三好氏は、実業教育であり、普通教育であれ、日露戦後の教育として、「日清の役に於て一たひ其光を放ち今日日露の戦役に於て復ひ其光を増すやうになった」先に述べた意味での「精神主義」を基礎とする教育を進めるべきことを、「実業教育及実用教育反対意見」の中で論じていたのである。⁽³²⁾

三好氏の以上のような「実業教育」反対の意見とは反対に、日露戦後の教育として「実業教育」を大いに奨励しようとした一人に、当時仙台市長であった早川智寛氏⁽³³⁾がいた。氏は、「学校と家庭への注意」⁽³⁴⁾の中で、「私の見る所では文学とか理屈とかの方面の教育は比較的全市に普及されて居るやうですが唯大に足らないのは経済実務の教育にありと信じます」(傍点は引用者)と述べていた。しかし、早川氏のいう「経済実務の教育」とは、経済学、経営学、そして労働手段の体系の歴史的発展や現状の解明を内容とする技術学等の科学的知識を基礎とした実業教育を意味するものではなかった。早川氏のいう「経済実務の教育」とは、「各自大に職業を勵み奢侈の風を厳禁し勤儉力行」⁽³⁵⁾の念を小学校児童に対し身につけさせるという意味での「実業教育」だった。この意味では、早川氏は勤労の「精神主義」を基礎とした教育を押し進めようとしていたのであり、その内容は異なっていたとしても、三好氏の主張と共通するところがあつたといえる。「欲や望みを実現せんとするときは必ずや自家の分限力量事情をの如何を顧みねばならぬ児童なども少し物学びをすると4人が4人で皆大臣大将を望んだり学者政治家を希ったり美食徒を羨んだり遂に自家の家業を卑んだり厭ふたり」⁽³⁶⁾するものが多く、これらの者は結局「自暴自棄の人となり所謂羽織ゴロとなって親を泣かせ世を困らす」と、早川氏は見ていた。それゆえ、今後益々、実学、すなわち、「時を惜み勤労を愛し從て職務に御勉強になり一身一家の繁昌一市一国の福利を進めうる」人材を育成する教育、「勤勉力行簡易直截にして世に処し時務に当って八面自在なる」人材を育成する教育を進めなければならないと、早川氏は主張していたのである。

これまでの「精神主義」的な実業教育論に対し、これ以降とりあげようと思う二つの実業教育論は、一応、日露戦後の資本主義的な生産様式の発展、商品経済の深化という事態を反映し

(32) 日露戦後の教育が精神主義的になつていった背景として、日露戦争の教訓——「日本軍の精神力がロシア軍を圧倒した」——があった点に関しては、城丸章夫「軍隊の要求と学力」(『季刊国民教育』 27号所収)を参照してほしい。

(33) この早川氏は、学生の思想の保護を目的とした学生保護部(明治38年設立)、県民に忠君愛國の思想を注入するための孔子会(明治39年設立)、さらに、地方改良運動の思想的バックボーンとなった報徳主義を普及するため仙台報徳会(明治41年設立)等々を設立するなど、日露戦後の宮城県の教育界でめざましい活躍をした。

(34) 『宮城県教育会雑誌』 101号所収。

(35) 同上 117号 25頁。

(36) 早川氏は、日露戦後の労働者による同盟罷工や地主・小作の対立も、日露戦後のこのような思想傾向の結果起つたことと見ていた。

た実業教育論であったといえる。その最初にとりあげるのは、『宮城県教育会雑誌』(102号)に掲載された、鈴木達治氏の「実業教育卑見」である。鈴木氏は、「抑も実業教育は近代教育の精髓なり、社会国家の発育は偏り此に由らざるべからず」という自己の観点によって実業教育論を展開する。というのも、鈴木氏によると、「産業の維持発達は時代の要務にして、軍備の拡張、外交の振策、其動機の根底は皆茲に置かれ、教育の方針殊に各種の実業専門学校の設備方針は、此の要求に応ずるより外なきなり」なのであったからである。そして、鈴木氏のいうところの実業教育とは、「先ず近代の科学的研究と実業教育との関係を討尋して初めて立論の基底を得」ることのできるような実業教育であった。このように、「科学の研究は実業教育の隆盛及び功果と深く相関連して離るへからず」と考えていた鈴木氏にとっては、「科学の研究を等閑にして実業教育の功果を收めんとするは近眼者流、無謀の政策にして現代の実務を知るものにあら」ざる者であった。さらに、「科学的研究は独り事物の新発明に利用せらるゝもの」というだけでなく、科学的研究を訓育との関係で見ても、「工夫研究修養向上に向うへき心の態度を教訓する」という意義を持っていると、鈴木氏は主張する。こうした実業教育論をとく鈴木氏は、「地方教育の瀕りに勤儉貯蓄の必要を論ずる面々の多きに驚き、坐了に彼等が世間の風潮に感染狂醉し教育家の本領を減却したるに非ざることなきやと疑」われ、そうしたものは、「而も教育家の大節は別に厳然として存するものあり」、「何を苦んでか勧業掛の提燈持然たらんや」という批判の対象でしかなかった。

最後に、『宮城県教育会雑誌』(173号)に載った、H I生という著名の「実業教育の根本精神」という論文を検討しようと思う。この論文の著者に言わせると、実業教育を論じるにあたっては、「実業とは何ぞや」ということが「第一に解決せざるべからざる事項」であるという。「農と言ひ工と言ひ商と言ふからには、同じ実業ながらも其間に何等か相異りたる要素あるべく、又何等か通有の要素もあるべき訳なり、蓋し通有の要素なくんば実業てふ概念の形成せらるゝ筈なればなり」と考え、「主眼は畢竟通有の要素を把捉し」、「実業家たるものゝ本分を開明」しようというのである。そして、各種の実業が、形態は違っても同じ実業と呼びうるこの「通有の要素」こそを、実業教育の土台に据えよと主張するのである。ではいったい何がH I氏にとって、農工商の「通有の要素」であったのだろうか、H I氏のことばに耳を傾むけてみよう。農工商「通有の要素」、「何ぞや營利の主義是なり、農業は米麥の何千何百万石を収穫するを以て目的となさずして、貨幣の即ち何百円を獲得せんことを最後の目的となすにあり、工業は綿糸何捆を生産するを以て最後の目的となさすにあり、商業に至っては言ふ迄もなく全然營利の主義に支配せらるゝ業務たるのみ、実業は此主要の目的を達せんが為めに普通技術と称ふるものゝ手段として用うるのみ、即ち万有の科学を其手段として使用すするものなり」と。H I氏は次のことにつき心を痛める。すなわち、「各種実業教育者中実業の通有性を完全に認識し領解して、教壇に立つ者果して幾何ありや」。また、「近來実業教育の必要を唱ふる者、又は実業補習学校

の急切を唱ふる者、漸く多く後者の如きは本年度より既に各地に施設せられた」。しかし、「実業教育の何物なるかを深く研究せずして、其教育に従事するは恰も誤れる農事改良を実践して産を破りたるが如く、被教育者に危険を与ふることなしとも限られざればなり」ということがそれであった。そして、「如上の議論の結果として」次のように主張する。複式簿記を研究し、複式簿記の教授を実業教育の中核とせよと。「殊に農事を主とする諸学校にありては、最も急切なるものあるを認」めていた。

以上簡単に、日露戦後の宮城県において論じられていた代表的な実業教育論を検討してきた。しかし、上記の4つの実業教育論すべてが、日露戦後の宮城県において現実に展開された実業教育、その一環としての小学校教育における手工科教授、労働教育の展開を主導した実業教育論であったのではない。これ以後、日露戦後、宮城県の小学校教育における手工科教授、労働教育の展開を主導した実業教育論は、上記の4つの実業教育論の中のどれであったのか、そのことに関心を寄せつつ検討を進めて行こうと思う。

第2節 実業教育の教員問題——とくに手工科教授のための教員養成の施策の検討——

宮城県においては、日露戦後の実業教育、とくに手工科教授を行っていこうとするときの土台となる教員の確保を、どのような形で行なっていたのであろうか。ここでは、この点に関して、検討をすることにしたい。日露戦後、小学校の教員に対する国家の期待は大きいものがあった。それは、小学校児童だけではなく、学校の外にも出て教育活動を行うことが期待されたからである。小学校卒業後の児童に対する補習教育、青年団の育成、夜学会、実業補習学校の教師、そして時には、成人した町村民に対する教化活動等々のもろもろの役割を小学校の教員が果さなければならなかつた。では、宮城県における小学校教員は、どのような条件の下で、これらの活動を担っていたのであろうか。

上記の問題の検討を行うため、まず、明治30年から大正5年までの、小学校数、学級数、就学児童数、教員数の年次別の推移を示した、表13をとりあげたい。この表によると、明治30年から37年までは、教員の数が漸次増加し、小学校教育の体制が整えられつつあったことがわかる。しかも、この時期の教員の増加は、正式な教授資格をもつ「正教員」の増加であった。しかし、明治37年の日露戦争開戦の年に、教員は大幅な削減を受けたことがわかる。そして、このときの「正教員」の削減は、100名を越えていたのであり、他の「准教員」、「代用教員」の削減より大幅な削減であった。明治38年の大凶作がかさなったこともあって、この教員の減少が明治36年の水準にまで回復したのは、義務教育の年限延長が実施された明治41年になってからであった。しかし、この数量的側面での回復は、質的側面での回復を意味するものではなかつた。なぜなら、この量的回復の契機であった4年間から6年間への義務教育の年限の延長に対処するための教員の確保は、「代用教員」によってカバーされていたからである。この「代用教

員」依存の構造が、少くとも弱まる傾向を見せるのは大正2年になってからであった。このように、宮城県においては、あらゆる意味において教育が重視された、まさにその時に、小学校教員は削減されてしまっていた。また、質的にも、その多くの部分を「代用教員」に依存しなければならなかつたのである。

日露戦後の宮城県における教員の境遇は、その生活の側面をとっても、けしてめぐまれたものではなかった。当時の小学校教員の給与は低いものであったが、⁽³⁷⁾ その薄給さえもが、凶作が連続する中で、遅配、欠配があいついでいた。例えば、明治38年の大冷害の時は、「凶作の教育に及ぼせる打撃は就学児童の退学者著るしきにありとは数々報導したる所なりしが之に次では町村税滞納の結果教員俸給の未払甚しき事にて三月末日に於て管内九十六町村の俸給未払額實に二万円に達し教員の生活問題は凶作の為め直接に打撃を蒙りたる窮民より急となり其慘況たる状態は殆んど意料の外にあ」⁽²⁸⁾^(ママ) る状態であった。こうした状況下では、ある一教員の次のようなぼやきは当然のことであったろう。

「本年は而かも教科書の新らしきを使ふの年にして、加ふるに戦争と來たので、何が何やら滅茶滅茶だ……戦争の影響は実に非常なものである。苟も國家の運命上大関係のある国民教育が、戦争が始まるや否や、経費節減だの、やれ教員淘汰だと、なんと憐むべきの至りではないか……殊に余のスクールの如きは頭に貧困の故を以て、大影響を蒙りました、而かも淘汰されたのは四名、新たに一名入ったから結局三名減じられた、経費も相当以上に減らされた、其の結果二部教授と來たので、其の任に当つておる人は實に氣の毒だ、参円の御手当で二人前の仕事をやらねばならん、其のくせ成績も思ふ通りには行かぬとの事だ……時に余がスクールは目下男教員五名女教員二名で学級は七学級、児童は四百以上ある。だから校長も矢張一学級を担任して實際教授に当られておる……最も女の先生などは、先月芽出度細胞分裂をやらかしたがこんな有様であるから心よく床に居て、折角生だ赤坊を愛して居ることも出来ず三週間ばかりで御出勤になつた。ほんとうに可愛そうよ、而し余がスクールのティーチャ連は、何れも、より以上の苦を嘗めつつ熱心に教鞭に力を入れておらるるには感服だ……是れも国家に尽す道である。だがこうしてやって居ても早晚僕の頭上には、老朽陶汰がくるやと思ふと、天職に安ずる事が出来ない。どうも世の中は不公平⁽³⁹⁾で困る。而し本郡は教育界に熱心を以て、県下に其の人ありと知らるる半田郡長あり、菊地郡視学ありき」と。

宮城県においては、日露戦後の実業教育は、総じて、不振であったといえる。結論的に言えば、前述してきたような当時の教員の置かれていた状態の中では、実業教育を行う教員を確保することが困難であったからである。それは、実業補習学校の動向にあらわれていた。すなわち、日露戦争以前から簡易なる実業教育の施設として、宮城県においても、実業補習学校の設

(37) 当時の小学校教員の給与がどのような状況にあったのかは、「仙台市小学校教員互助会設立主意書」(明治44年、仙台市教育会々長早川智寛氏が中心となって設立した)に具体的に記されている。その主意書は、『宮城県教育会雑誌』117号に掲載されているので参照してほしい。

(38) 『宮城県教育会雑誌』117号 57頁。

(39) 同上 108号 58—59頁。

(40) この、日露戦後の宮城県における実業補習学校の整備過程は、東北大学大学院生の内田満氏によって、すでに、東北教育学会第39回大会で口頭発表されている。本稿で使用している実業補習学校に関する各種の表は、氏から提供を受けたものである。

表13 宮城県の小学校における学校数、学級数、就学者数、教員数の推移

		明治 30	31	32	33	34	35	36	37	38
学 校 数	本 校	244	238	234	238	226	201	194	191	186
	分 教 場	225	219	213	213	232	228	152 △ 72	172 △ 56	94
	補 習 科	210	189	170	139	115	107	51×26	53×19	
	尋 高 併 置	68	74	79	82	97	142	154×2 △ 2	157×3 △ 2	162
学 級 数	高等小学校	4	5	6	5	5 △ 2	6 △ 1	9 △ 1	9 △ 1	9
	尋 常	1,314	1,342	1,319	1,386	1,574	1,688	1,723	1,679	1,460
	尋 常 补 習	216	166	176	122	64	97	75	68	34
	高 等	287	285	378	400	464	581	631	642	597
就 学 者 数	高 等 补 習	—	—	—	—	3	1	2	3	7
	尋 常	男	53,497	52,380	45,691	45,932	37,839	37,290	36,579	34,064
		女	29,382	30,721	28,023	34,936	38,622	40,396	39,489	34,866
		計	82,779	83,101	73,714	80,871	76,460	77,686	76,068	68,930
教 員 数	を尋 終常の たる教 者科	男	28,224	30,331	22,072	22,692	30,986	33,725	33,912	34,350
		女	8,612	10,350	8,897	8,873	16,176	20,865	22,958	25,395
		計	36,836	40,681	30,967	31,565	47,162	54,590	56,870	59,745
										61,706
本 科 正 教 員	尋 常 科	男	647	683 △ 1	699	716	811	867	873	834
		女	25	19	21	19	38	53	54	67
	高 等 科	男	221	217 △ 1	258	266	295	382	416×1	438
		女	36	45	45	45	58	70	64	78
准 教 員	尋 常 科	男	471	501	483	449	453	533	525	375
		女	29	32	42	30	38	38	39	35
	高 等 科	男	26	28	30	18	13	24	27	27
		女	—	—	—	—	—	2	—	5
専 科 正 教 員	尋 常 科	男	18	18	24	21	10	10	17	11
		女	12	12	10	13	5	13	13	9
	高 等 科	男	15	14	15	16	27	31	34×2	30
		女	7	9	10	9	23	25	41	39
代 用 教 員	尋 常 科	男	289	305	351	455	435	240	237 △ 6	193
		女	90	116	104	162	184	184	180 △ 9	156 △ 15
	高 等 科	男	8	22	19	45	116	75	79	41
		女	13	21	31	40	62	51	61 △ 2	46

(注) 1. 学校数の箇所の見出しが、明治39年以降次のように変る。本校→尋小(本), 分教場→尋小(分), 补習科→尋高小(本), 寻高併置→尋高小(分)。

2. 明治39年以降の学校数における△印は、補習科併置校数を示す。

39	40	41	42	43	44	大正1	2	3	4	5
183 △ 39	180 △ 35	174 △ 30	159 △ 12	157 △ 2	150 △ 12	147 △ 10	148 △ 8	147 △ 8	142 △ 8	148 △ 8
72	63	59	56	53 △ 7	50	47	48	47	48	58
△ 22	△ 15									
166 △ 4	169 △ 3	174 △ 2	169 △ 3	175 △ 2	180 △ 6	181 △ 5	180 △ 5	180 △ 6	181 △ 7	174 △ 9
139 △ 1	147 △ 8	154 △ 6	170	172	176	179	177	177	180	171
8	8	7	5	4	3	3	3	3	2	3
1,476	1,477	1,506	1,955	2,089	2,172	2,250	2,275	2,241	2,238	2,247
54	63	61	2	14	13	11	10	16	12	12
624	631	673	298	316	323	314	323	318	316	321
1	1	3	4	5	4	4	3	4	2	8
32,564	33,466	33,407	43,648	54,324	63,065	63,417	62,523	61,608	62,239	63,373
32,211	32,787	32,633	41,106	50,107	57,473	58,557	58,230	57,122	58,378	59,192
64,775	66,253	66,040	84,754	104,431	120,538	121,974	120,753	118,730	120,617	122,565
36,060	34,702	34,273	24,996	14,384	8,666	8,459	8,721	8,509	8,581	8,923
28,556	28,035	28,257	20,651	11,648	4,056	4,196	4,460	4,450	4,574	4,928
64,616	62,737	62,530	45,647	26,032	12,722	12,655	13,181	12,959	13,155	13,851
739	758	724	870	969	1,059	1,122	1,123	1,168	1,204	1,207
83	103	101	170	221	262	288	326	367	423	434
434	445	473	327	286	288	271	297	273	278	283
86	84	97	55	29	31	29	34	33	32	31
326	307	285	346	365	375	364	350	340	286	273
50	47	41	48	72	68	85	101	86	76	73
22	28	32	20	18	10	8	10	4	2	3
16	7	5	4	3		1			1	
3	1	2	4	6	5	6	4	11	8	13
8	3	3	11	19	23	32	37	39	36	42
13	7	8	6	3	4	4	15	12	7	9
31	31	26	22	15	14	13	16	16	19	13
212	212	328	312	384	349	339	294	260	216	251
140	156	201	353	383	411	421	365	344	350	328
39	52	69	21	3	16	9	4	10	5	4
47	52	40	29	21	12	14	16	17	15	14

『宮城県統計書』より作成

置が奨励されていたにもかかわらず、その設置の進展は、東北六県の中でも、一番遅れていた。明治42年になっても、「目下全国の補習学校数は四千三百校ありて一府県平均九十校なり而て東北六県及北海道は山形二百二十二校、福島二百七校、北海道百七十六校、岩手七十五校、青森秋田は四十四乃至四十五校、本県は二十九なりとす平均数より見るも本県は頗る小数な」⁽⁴¹⁾る状態であった。では、いったい何故、そのような状態だったのであろうか。その過程をたどってみたい。

まず、明治39年の宮城県教育会第17次総会における県知事の諮問であった「補習教育の簡易にして普く実施し得べき方法如何」という議案をめぐっての討議の検討から始めたい。この討議においては、補習教育の振興にあたっては、次の二つの点が留意される必要のあることが主張された。その第一の点は、「補習教育を授くべき者は貧困の者手不足の者の児童と自分学文嫌の者不可能の者等にして教育用の材料を貸与し……日常必須の事を受け簡易にして変則なる地方適応の補習をなさしむる等にて家業の休み及冬季等に時期を定めて」⁽⁴²⁾行うこと、また、「其費用は村費又は慈善家の喜捨を以て支給する外他道なし」ということであった。第二の点は、「各部落に於て一名の教員が各部落を巡教することとしてより成績大に好かりしが何れ部落に分けて教ふることとする方宣しからん而して該費用は町村費の負担とするのは当然にして教授は教員にて地方適応の科目を設け夜学等として授くるも亦宜しからん」⁽⁴³⁾といいうものであった。とはいっても、日露戦後経営の下での委任事務の増大による財政的圧迫と連続せる凶作による町村税負担者である県民生活の窮乏化とによって挾撃されていた町村財政の下で、上記の二つの主張は実現可能なものとはいえなかった。「昨年も答申せしヶ条あれとも未だ解決なし本問題も亦た斯の如くな」⁽⁴⁴⁾ってしまったといえる。そして、宮城県においては、これ以後も、同様のパターンがくりかえされたのである。

明治40年6月に開催された宮城県教育会第18次総会では、県知事に対する建議案として、「宮城県立実業学校ニ実業補習学校ノ附設」と「実業補習学校費ニ県費ヨリ補助セラレンコト」を建議する二つの議案が提出された。前者の案は、実業補習学校を県立の実業学校に附設することで、「実業教育ノ模範ヲ示」⁽⁴⁵⁾し、それによって実業補習学校を普及しようとしたもので、この建議案は可決された。後者の案は、文字通りに、「町村ノ経済ハ其施設ノ資力ナク故ニ県ヨリ相当ノ補助金ヲ交付」⁽⁴⁶⁾してもらおうというものであった。しかし、この案は、「寧口学校ノ行リ方

(41) 『宮城県教育会雑誌』 153号 45頁。

(42) 同上 120号 59頁。

(43) 同上 60頁。

(44) 同上

(45) 同上

(46) 同上 131号 39頁。

(47) 『宮城県教育会雑誌』 131号 43頁。

ガ直シカラヌコトト適材ニ乏シキカ為ナルベシ地方適切ノ専門家ヲ雇入ルヲ首トシ金ノ不足ハ余り患フルニ足ラズ」⁽⁴⁸⁾という反論にあい、採決の結果否決された。この宮城県教育会第18次総会における実業補習学校をめぐっての議論でもわかるように、この時点でも、実業補習学校を普及するためには、その教員を確保することであると意識されていた。しかし、また、この時点では、宮城県教育会の大勢は、この実業補習学校の教員の確保にあたっては、町村財政の枠内で何とかしようという方向に向っていたのである。

明治41年8月に召集された郡市長会議における知事の実業教育の振興に関する訓示も、金を使うことなく実業教育、実業補習学校を普及する道を探求していた点で、上記の宮城県教育会第18次総会における議論の方向と同じであった。すなわち、この訓示の趣旨は、実業教育の不振なのは、「普通教育の発展に伴ふて一般青年が漫に向上心に駆られ父兄の資力を計らずして只管中学に入らんと欲して高等小学校を賤むもの多きに因るもの」⁽⁴⁹⁾だとし、「高等小学校に実業補習学校を併置し前述の少年の如きは奨励して実業補習学校に学ばし」⁽⁵⁰⁾めることによって、実業教育(実業補習学校)を発展させようというものだったのである。

こうした中で、明治42年になると、実業補習学校を普及させるために、小学校教員に対する期待が高まってくる。この年の4月に開かれた、宮城県教育会第20次総会における県知事に対する建議案には、第18次総会のときの建議案と同じ「県下各種の実業学校に実業補習学校を附設せしめられんこと」とともに、「小学校教員に対し実業科目に関する講習を開かれんこと」という二つの建議案が提出され、ともに可決された。後者の建議案は、いうまでもなく、「小学校教員をして実業に関する知識技能を豊富ならしめ以て小学校及実業補習学校に於ける実業科目の教授」⁽⁵⁰⁾を行なわしめようというものであった。また、この教育会の総会には、知事より教育会に対し、「実業補習学校の設置を普くし且之を有効ならしむる方法」に関する諮問が出されていた。そして、この諮問に対する議論は、次のようにあった。「設置の困難なるは設置の手続煩雑にして良教員を得がたきが為なり」。「何故に補習学校が有効ならぬかと言へば……施設を疎末にする故なり多分は小学校教員に兼務せしめ小学校教員は片手業に教授する有様なれば何年経過するも好結果を得べき道理なし振作の方法は確実なる教員を採用して授業を担当せしむるより外なからん」。⁽⁵¹⁾「先づ教員其者を養成して授業に当らしむるを可とす」⁽⁵¹⁾等々であった。

その後も、教育会や郡市長会議の席上で同様の指摘がくり返されるが、宮城県における実業補習学校は、不振を続けたのである。それは、明治35年から大正10年までの実業補習学校数の推移を示した資料1を見てもわかる。明治44年8月15日の県令第18号、「実業補習学校教員補助

(48) 同上 44 頁。

(49) 同上 145 号 40 頁。

(50) 同上 153 号 31 頁。

(51) 同上 46 頁。

資料1. 宮城県実業補習学校数推移（明治35～大正10）

『宮城県統計書』より作成

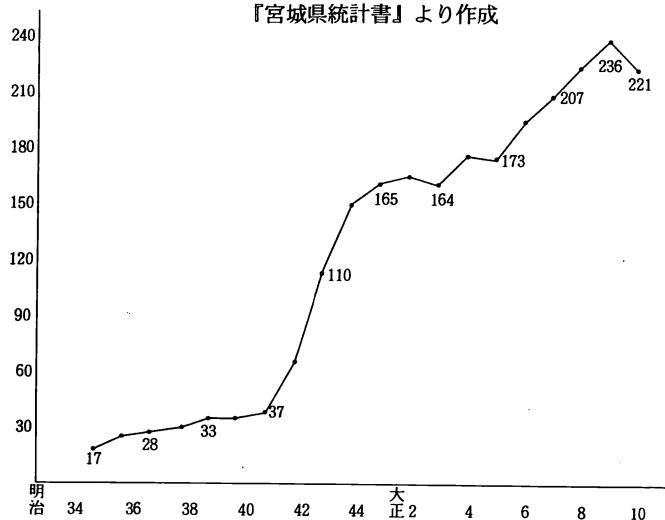


表14 宮城県における実業補習学校生徒数、町村公費支出の推移

	宮城県実業補習学校生徒数						町村公学費実 補への支出額
	農業	水産	商業	工業	その他	計	
明治35以前							
36	954	—	—	19	—	973	2,969
37	1,056	—	—	22		1,078	2,683
38	1,028			29		1,047	2,888
39	1,185	65	—	12	—	1,262	3,365
40	1,249	26	—	—	—	1,275	2,784
41	1,017	8	—	24	—	1,047	2,036
42	1,369	130	45	23	—	1,567	3,025
43						6,819	4,986
44	6,865	934	62	—	92	7,953	12,774
45	7,818	853	68	—	157	8,896	18,776
大正2	8,125	785	103	—	176	9,192	19,263
3	8,815	551	158	—	433	9,957	18,626
4	9,924	730	157	161	467	11,439	19,629
5	10,994	612	219	129	552	12,766	23,565
6	11,558	557	47	188	608	12,958	22,386
7	13,504	161	105	156	830	14,756	39,234
8	15,278	198	102	129	—	15,707	60,307
9	14,371	434	104	200	503	15,612	72,023
0	9,950	286	47	—	337	10,620	82,961

『宮城県統計書』より作成

規程」が出されて始めて、宮城県における実業補習学校の設置が進むようになるのである。しかし、この設置の増加は、県費によって実業補習学校の教員が確保されるようになったから増加したというのではない。むしろ、「実業補習学校教員俸給補助規程」を出したのを契機として、県が、各町村に対し実業補習学校を設置するよう強力に働きかけたことによる増加であったといえる。それで、その県令18号が出された明治44年には、町村の公費による実業補習学校に対する支出が、前年度に比べ、約3倍にまではねあがったのである(表14)。以上のように、実業補習学校を振興させるための基礎であった教員の確保という当時の宮城県における教育関係者の宿願は、県による、「実業補習学校教員俸給補助規程」発布を契機とした実業補習学校の設置奨励によって、町村に対し出費を強いることをまってはじめて、果されたのであった。

前述したような当時の教員たちのおかれた状況と実業教育の上記のような教員確保政策の下で、手工科教授のための教員の確保はどのように進められたのであろうか。全国的には、明治40年の4月の師範学校規定で手工は師範教育の必修となり、手工科を教授しうる教員養成の体制が、一応整う。しかし、宮城県においては、当面する手工科の教員をそのように体系だって養成し、確保するという余裕はなかった。宮城県においては、現場の教員を対象とし、第一には、県や郡、市単位の教育会主催による、1回1週間程度の講習会を開くことによって、手工科を担当しうる教員を養成しようとした。第二は、教員たちが「自主的」に手工科教授の研究会を組織し学ぶことを奨励することによって、手工科を担当しうる教員の養成を行なおうとした。以下、前者に関し、それがどのようなものであったのかという点について検討したい。

例えば、仙台市教育会は、明治37年10月に「仙台市手工科講習会開会式」を行った。『宮城県教育会雑誌』(98号)にその時の記事が載っているので引用しておきたい。

「当市教育会開催にかかる市内小学校教員の手工科講習会開会式は本月三日午後三時半より会場と定めたる東二番丁小学校内唱歌室に於て挙行したるが早川会長の式辞に山主講師の講習の方針に就て新莊師範⁽⁵²⁾学校長の祝辞あり四時半閉会したるが講習は毎月水金曜日を以て開会講習生五十七名ありと」。

各郡においても、郡長の召集になる小学校々長会や郡の教育会の大会などで手工科担当の教員養成の問題が話し合われ、それに基づいて郡ごとの手工科講習会が開催された。明治38年12月1日より三日間開かれた本吉郡の小学校々長会の諮問会の議題のひとつは、「手工科加設準備に關し各小学校に於ける研究並に該教科加設に要する学校及び児童の費額に関する件」であった。では、これらの手工科講習会は、どのようなものであったのだろうか。それを知る手がありに、手工科講習会の模様を紹介した記事を、『宮城県教育会雑誌』にひろってみよう。

(52) 『宮城県教育会雑誌』 98号 60-61頁。

「伊具郡手工科講習会状況」

伊具郡教育会事業として小学校教員の為め本年四月一日より七日迄一週間手工科講習会を角田尋常・高等小学校内に開設せり、講師は本県師範学校教諭山主重作君にして講習会員総人員は九十九人なりき、会期は前記の通り至て短時日なりしも講師の非常なる尽力と会員の格段なる勉強とよ^(マサ)毎に日五六時間以上の講習を為したる結果学理の大要是勿論実習は豆細工、折紙、粘土細工、紐結、切貫、製本、厚紙細工及竹細工の階梯に迄進行せり向後機会を見計らひ今一回の講習を開きて手工科全部大要の講習を了するの見込みなり、八日は午前十一時より本会閉場式を帰行せり当日は安藤会長講習員九十二人(九十九人中全出席者)に対し修了証書を授与し併せて式辞を述べ次に山心講師挨拶を兼講習の経験に関し意見を陳られ尋て野田視学官手工科の沿革を説かれ及前途之を小学校に加設するの必要を訓示せらる右畢て講習員総代と⁽⁵³⁾して鈴木恂氏答辭を述べ此れにて式を終へ既にして成績品の展覽に移り全く解散せしは午後一時頃なりき。

「牡鹿郡冬期手工科講習会」

(一)会場は石巻町石巻小学校内にして(二)会員は郡内の小学校教員は勿論隣郡桃生の或る小学校教員にして総員数六十一(三)講師は本県師範学校訓導伊藤順治氏開会当時より熱心に講演し且つ指導せらる故に会員時を競うて来会し午前九時より午後三時迄些の暇を惜むほどに習得したり此を以て(四)講習期間確かに一週間に過ぎずと雖も其の得るところ實に時日に反比例せりと謂はまほしき程なりきされば(五)参觀人なども來り会し其の実況を目撲せしもありたり(六)製作品は未だ佳良⁽⁵⁴⁾なりとは言ひ得ざれども技術其のものよりも教員其の人の活動方面に踏み入れることは確かに認め得べし」。

以上の紹介記事によてもわかるように、手工科担当の教員を養成するための手工科講習会は、学校の休業の時を利用し、約一週間位の期間、郡内の一小学校を会場として開催されていた。⁽⁵⁵⁾講師は、県の師範学校の教官ないしは県視学が担当し、手工科の学理だけでなく実技指導も行なわれていた。そして、最終日には、その作品展が行なわれていた。では、以上のような講習会は、手工科担当の教員養成にどれほど有効であったのだろうか。次のような主張は、その一担を示すものであろう。その主張とは、「一、郡部の小学校では今般新に手工科を加へて、土練りや豆細工などを教授するそうな、追ては屋根屋鍛冶屋なども出来るだらうて 一、其教師を速製する為め至る処に講習会が開かれた、出席しなければ校長や視学の御機嫌が悪るからうし、延いては己が一身上に大被害の来るのを恐れて、厭々ながら出掛けたものも随分少くなかったらしい 一、僅々一週間の講習で六な事の出来る筈のないのに、其手際で遠慮なく教へ⁽⁵⁶⁾やうとするに至りては、頗る大胆と言はねばならぬ」というものであった。また、手工科講習会の開催された学校休業の期間というのは、「薄給の教師はこの期を利用し、くひこんだ一個年の孔を辛も埋め⁽⁵⁷⁾」るための期間だったのである。それを校長や視学の監視のもとでいやいや参加を強られ、期間もたかだか一週間位でしかなかったという中で、講習会に参加した教員がど

(53) 同上 104 号 66—67 頁。

(54) 同上 102 号 59 頁。

(55) 『宮城県教育会雑誌』に手工科講習会の記事が掲載されているのは、明治 37 年、38 年代に集中していた。まさに、「本県教育の趨勢を見るに、初めは就学歩合熱、次は手工熱。この後は如何なる軌道を走るに至るべきか」という状況であった(『宮城県教育会雑誌』 115 号 67 頁)。

(56) 『宮城県教育会雑誌』 104 号 68 頁。

(57) 同上 107 号 65 頁。

れほどの資質を形成し得たのか、はなはだ疑問であろう。むしろ、これらの講習会の果した役割は、講習会に教員を派遣した学校に対し手工科設置を決意させる契機となったであろう、という点にあったといえる。

第3節 手工科教授・労働教育の展開過程

ここでは、これまで検討してきた諸条件の下で、日露戦後の宮城県における労働教育、手工科教授は、具体的にどのような展開過程をたどったのだろうかという点について検討することが課題である。まず、加設科目を課する市町村立小学校数を示した表15をとりあげたい。この表によると、宮城県における市町村立小学校の実業科の加設科目は、手工科、農業科の二つの科目が圧倒的に多かったといえよう。そのうち、尋常小学校に関して見ると、尋常小学校においては手工科だけが加設されており、しかもその加設は、明治41年8月の都市長会議において県知事が訓示を出して以降、急速に進んだことがわかる。その県知事の訓示とは、「高等小学校に於ける農業商業手工尋常小学校に於ける手工図書を加設せざるものは可成速に之を加設すると共に教員をして之等に関する知能技能の習得に勉めらるべし」というものであった。⁽⁵⁸⁾ 高等小学校では、はじめ、手工科、農業科のいずれかを加設する学校が多かったが、明治43年以降は、手工科だけを加設する学校が急速に減少し、農業科と手工科の両方の科目を設置する学校が増加していた。しかし、大正時代に入るや、高等小学校においては、農業科だけを加設するという学校が増加するようになるのである。

では、そのような労働教育、手工科教授は、内容の側面から見ると、どのようなものであったのだろうか。この内容の側面の検討を行うためには、日露戦後の宮城県に、労働教育、手工科教授が導入された契機に即して検討されなければならない。宮城県では、労働教育、手工科教授が、積極的に導入、展開されるにあたって、二つの契機が存在した。その第一の契機は、いうまでもなく、日露戦後連続していた凶作であった。凶作対策として、労働教育、手工科が小学校教育の中に導入されたのである。⁽⁵⁹⁾ その目的の第一は、凶作によって続出していた貧困児童の就学を可能にすることであった。直接労銀を得ることを目的とした手工科、特別作業等を貧困児童に課することを奨励し、貧困児童が学用品、授業料を自弁しうる道をひらこうというのである。そのため、児童が手工科、特別作業等で得た金銭を貯蓄する、児童貯金が強力に奨励された。目的の第二は、貧困児童の救済方法として、物質的に救済する代りに、貧困児童が

(58) 同上 145号 40頁。

(59) このことに関し、『宮城県学事統計書』(明治39年)、「学事ニ関スル施設ノ要領」の項に次のように記されていた。「今回ノ凶歟ヲ機トシ小学校児童ノ勤勉、力行、独立、自営ノ念ヲ涵養セシムルノ必要ヲ認メ教授ニ訓練ニ其ノ觀念ノ養成ニ努メシメ又一面ニ於テハ適応ナル方法ニ於テ児童ニ作業ヲ為サシメ其ノ得タル収入賃金ハ之ヲ蓄積セシメンコトヲ奨励シタルニ其ノ結果頗ル良好ナリキ」と。

表15 加設科目を課する市町村立小学校

		明治							大正	
		39年	40	41	42	43	44	45	2	3
尋常小学校	手 工	60	97	148	274	300	308	300	306	296
高等小学校	手 工	38	52	42	113	13	16	16	14	11
	農 業	123	126	125	131	73	69	70	117	129
	商 業	4	4	4	21	5	1		2	2
	手・農	3	4	15	7	67	88	90	48	34
	手・商						3		1	
	手・商・農						3	1	1	1
	手・商・英						1			
	英 語	1	1	1	1					

絶望し、自暴自棄に陥らないように、又凶作位で窮民となることのないように、貧困児童に對し、独立自営、勤儉貯蓄の觀念をうえつけ、強固な精神力を育成することであった。その論理は次のようなものであった。すなわち、「實に沃野千里とも称すべきこのうらやましき広大なる美地を耕運しつつ僅か一個年の凶荒に遭遇して乍ち斯る悲境に沈落するとは、實になきけない」とある。⁽⁶⁰⁾「例へ二年や三年凶作が続いたからとて、さほど悲惨を感じざるよ一に国民の精神界を固めて置くのは、独り凶歉に対するのみではなくて、戦後の教育として斯くありたい」というものであった。⁽⁶¹⁾それで、児童に対し独立自営、勤儉貯蓄の風を養成するための教育方法として労働教育、手工科が導入されていったのである。⁽⁶²⁾

宮城県では、明治38年の「凶作に伴ふ小学校教育」⁽⁶³⁾に関し、「施設の方針を調査し文部省へ報告」を次のようにしていた。まず、この報告では、小学校教育に対して凶作の与えた影響を次のように要約していた。「(一)在籍児童の減少 (二)欠席児童の歩合増加 (三)教科書を購入し能はず (四)筆紙墨等の学用品を得る能はず (五)昼弁当を携帯し能はざる児童多数を生ず (六)被服の不足を來し衛生上障害を生ずるもの多々あり (七)教員俸給を支払はぬ町村長を

-
- (60) これは、単に小学校児童に対してだけではなく、宮城県における凶作対策の一貫した基本方針であった。例えば、明治43年の大水害に際し、その対策の方針として出された県告諭第三号は、次のように述べていた。「他救済ニ依頼スルコトナク先ツ各自ニ於テ自助ノ精神ヲ發揮シ不撓不屈一層業務ニ励精勤勉」せよと。
- (61) しかし、こうした論理に対しては批判もあった。栗原郡の大小子と名のった者が、「凶作雑感」(『宮城県教育会雑誌』 112号)の中でこのような論理に対し次のように批判していた。「凶作は絶対に地方民の大不幸なり酒匂農務局長曰く一年の凶作に困難する如き不覚悟も甚しと、兎角順境に在る人は窮民の実際を顧みず無理なる警告を加へんとする傾あり」と。
- (62) 『宮城県教育会雑誌』 114号 34頁。

	仙台	刈田	柴田	伊具	亘理	名取	宮城	黒川	加美	志田	玉造	遠田	栗原	登米	桃生	牡鹿	本吉
4																	
304	6	14	11	11	16	16	26	21	8	3	10	15	48	29	21	27	22
11	7						1			1	2						
149		7	5	8	5	12	11	8	8	7	6	12	10	15	16	10	9
2																2	
20		1		1		1			1				7	3			6
2													1				1

『宮城県統計書』(M43, T 4)より作成

生ず (ハ)児童貯金を引出す者多し」と。そして、そうした「小学校教育救済方法」のひとつとして、この報告では、「勤勉労働独立自営の気風を養成する為め小学校に教育的手工及び直接労銀を得べき手工的事業を奨励勧誘」していることを報告していた。また、市町村に於ても、「県郡の指示に従ひ」、「教育的手工は来る四月の学年始より加設さるべく直接労銀得べき手工的若くは労働的事業に関しては小学校に設けたる農業実習地の成績を一層有効ならしむる事を奨励せるのみならず養鶏経木真田バテン縫封筒張マッチ函張等を奨励し幾分は之を実施し」ていたことも報告されていた。その実施されていた例として、「桃生郡の教育救済施設」をとりあげて見ると、それは次のようなものであった。

「桃生郡の教育救済施設

桃生郡にては凶歉の結果として小学校児童の就学及び出席に悪影響を及ぼすべき現況なるより善後策として左の救済方法を決定し既に之が実行に務めつゝありといふ

一、学用品、授業料等自弁の目的を以て児童をして左の事項を行はしむる事

・養鶏養豚・魚撈・繩縄・造鞋山野天産物(副産)・行商・養蚕手伝・其他農業上の手伝・採断・其他適当の事業

一、学校に於て便宜の方法に依り之を奨励し保護監督して常に之を実行せしむる事

一、学業の余暇に之を行はしむる事

一、学令及び生活の度に応じて之を行はしむる事

一、所得は成べく之を蓄へ必要に応じて之を使用せしむる事

一、町村費及び寄附金を以て学用品を設備し児童に給与する事且授業料の減免を行ふ事

一、食料衣服等に関しても給与又は貸与を為すべき事其他便宜の方法を講ずべき事

一、前記各項は学校長町村長委員等主となり之に當り其実行を図る事」

(63) 『宮城県教育会雑誌』 114号 23頁。

(64) 同上 24頁。

(65) 同上 112号 22—23頁。

宮城県においては、各郡長に対し、明治39年11月に通牒を発し、郡内のこれら特別作業及び手工科の状況、また、それらによって得られた労銀の貯蓄状況に関しひとり調べ県に報告することを義務づけていた。資料2と表16はそれぞれ、明治41年現在の県下の特別作業状況、小学校児童貯金状況を示したものである。そして、『宮城県教育会雑誌』(115号)には、これらの効果に関し、次のように評価する記事が載っている。それは、「教育界観」と題するもので、「本県は凶作で大々的の打撃を真向面に受けたにも係らず、我が仙台市などは、教育には、ピクとも動搖を感じしめない。流石は、模範市長を以て雷名市内外に噴々たる早川老傑の治内にあるの

資料2 小学校児童特別作業状況 (明治41年現在)

	作業の種類	作業に従事したる児童数	作業により得たる金額
刈田	蝗捕、縄縫、学園作業、養兎	1,576	57,275 ⁽¹⁾
柴田	納豆壳、養鶏、養豚、縄縫、耕耘	797	44,666
伊具	バッテン縫取、耕耘、藁細工	423	43,440
亘理	縄縫、養鶏、蚕、網作り、理髪	314	6,364
名取	耕耘	513	845
宮城	養鶏、稗抜取、藁細工、漁撈、縄縫	1,329	244,151
黒川	耕作、縄縫、理髪	76	2,060
加美	稗抜取	424	
志田	蝗捕、藁細工、封筒製造、養鶏	1,053	14,853
玉造	蝗捕、藁細工、封筒製造、養鶏	1,722	33,650
遠田	縄縫、養鶏	155	222,985
栗原	縄縫、養鶏、養兎、耕耘、藁細工	370	14,600
登米	稗抜取、耕耘、害虫駆除	821	3,030
桃生	養鶏、養兎、養豚、縄縫、稗抜取	3,216	358,419
牡鹿	理髪、縄縫、稻運び、養豚、商業	418	233,120
本吉	藁細工、海藻採取、養鶏、縄縫	196	29,255
合計		13,403	1,508,713

〔宮城県教育会雑誌〕150号より作成

表16 小学校児童貯金状況調
(明治41年現在)

	貯金せる児童数	貯金せる金額
仙台	3,115 ⁽¹⁾	16,736 ⁽²⁾
刈田	1,261	3,969
柴田	1,364	7,151
伊具	1,570	3,222
亘理	962	2,312
名取	2,654	5,740
宮城	2,647	6,445
黒川	943	1,840
加美	561	1,094
志田	1,262	4,955
玉造	731	1,709
遠田	1,283	3,032
栗原	3,330	6,614
登米	2,915	5,110
桃生	2,450	3,539
牡鹿	2,870	9,533
本吉	1,840	2,246
合計	31,758	85,254

〔宮城県教育会雑誌〕155号より作成

故なり。吾等此市に職にあるものゝ幸福なるのみならず、是が教育の真意義なり。故に生等は、マッチ箱の張り方も教へて居るし、封筒の貼し方も授けて、吃々として、斯道に勤しめ居るなり」と、得々と評していた。^(ママ)

宮城県の小学校教育において、日露戦後の時期に、手工科、労働教育が導入、展開された第二の契機は、地方自治団体の振興運動であった地方改良運動の開始であった。明治41年10月13日の戊申詔書の発布を契機として展開されたこの地方改良運動は、基本的には、日露戦後経営を下からささえうるにたる行政町村、とくに増大せる各種の委任事務を自前の財政で確実に達

(66) 〔宮城県教育会雑誌〕 115号 66頁。

成しうるにたる行政町村を建設する運動であった。そのため、地方改良運動においては、第一に、この時期急速に増大していた各種税の滞納を一掃すること、第二に、農民たちの生産・生活の社会的な維持、再生産のための物的基盤であった部落有財産を、行政町村の財政的基盤強化のために行政町村に統一すること、第三に、日露戦後経営下で急激に増加していた国政委任事務を安あがりに、かつ確実に遂行するために、例えば、部落ごとに納税組合を組織するなど、地域住民の生産・生活の社会的維持、再生産のための種々の社会関係、組織の行政下請機関化を進めること、そして、第四に、そのようにして収奪が強化されればされるほど、他方では、その収奪強化に耐えさせ、生活の保障を公的なものに依頼させないため、県民の、生産・生活の相互維持、救済のための組織づくりを進めることがその主要な課題となつたのである。この地方改良運動は、窮屈的には、例えば、第二章第2節において、町村税の滞納整理に関して検討した際に見たように、権力の力によって強制的に上記の課題を達成する形で展開された。しかし、同時に、地方改良運動は、権力のそうした行為を正当化し、また、自らの生産・生活を破壊する先のような施策に対し、県民が自発的、積極的に支持し取りくむようとするため県民に対し義務としての「自治思想」を身につけさせるという政治教育の課題をも担わなければならなかつたのである。それゆえ、地方改良運動における教育課題は、各種税金の怠納の一掃、部落有財産の行政町村への統一に反対するような利己心、「部落割拠ノ観念」⁽⁶⁷⁾の一掃、団結心、公共心の養成であった。また、「人心軽薄に流れ虚栄をむさぼり、廉恥を顧みず、皇國特有の剛毅淳朴の風儀を失」⁽⁶⁸⁾い、凶作によって県や市町村に援助をあおがねばならない者、小作争議や同盟罷工を起す者に対しては、独立自営、勤儉貯蓄、忍耐の観念、又自助の精神、隣保共助の観念等々を養成することも、地方改良運動における教育の課題であった。そして、手工科、労働教育は、これらの地方改良運動における教育課題を小学校教育において遂行するための教育方法として、日露戦後の宮城県の小学校教育の中に導入されていったのである。例えば、明治43年に教育功績者として文部省より選奨された登米郡視学菊地忠良氏の「訓練教授管理等の教育内容方面の改善について」あげた功績は次の通りであった。

〔訓練教授上の施設の主なるものを挙ぐれば、イ. 教育勅語の貫徹 ロ. 個性的訓練教授資料の調査 ハ. 独立自営勤勉力行の習慣養成の方法として左記事項を実行せり
　　い. 特別作業 ロ. 手工科の加設 ハ. 農業科の設定 ハ. 学校園の設置 ハ. 児童日常生活の施設〕⁽⁶⁹⁾

そして、これらより体系だった計画の事例としては、明治42年11月21日に発表された、栗

(67) 宮城県各庁文書『地方官会議関係書類』の中より抜粋。

(68) 『宮城県教育百年史』 第一巻 393 頁。

(69) 『宮城県教育会雑誌』 164 号 40 頁。

原郡教育会の作成した栗原郡教育是をあげることができる。少々長くなるが、当時の小学校教育のまとまった教育構想を示す資料として、本論と関係する箇所を抜粋し、引用しておくことにしたい。

「明治四十二年十一月二一日 栗原郡教育会

教育の事たる民力の振興を促がし國家の進運に至大の関係を有するものにして国家百年の大計其効果期年にして現はるべきものにあらず苟も其施設を誤らば憂を後代に貽すもの豈々に断して朝変暮改漫然之れが施設を改むべきものにあらざるを以て郡教育是を定め之に遵由し地方の情況に応じ緩急を謀り時に応じ宜しき従ひ漸次改善を加へ長は益之を助長し短は之を補ひ以て教育改良發展を期せざるへからざるを以て明治四十一年五月案を具して栗原郡教育会に諮詢したるに同会に於ては総会の議に付し委員を擧げて之れが調査を附託し委員數次会同を催慎重之を審議し多少の修正を加へて答申したるを以て更に審査を行ひ明治四十一年十月十三日之を確定し其向う処を示し協力一致奮励努力益々完美の域に進め大成を他日に期し其光彩を發揚し以て國運の隆昌と國勢の伸張に貢献せんことを期すべく夫れ此の如くにして何れも皆能く興新の実を挙くるに至らば其慶や独り一方のみに止まらざるへし

栗原郡教育是

一、就学の普及を期すること

- ・学齢児童の皆就学を期すること
- ・出席歩合平均九十五以上たらしむること
- ・奨学会の活動を図り就学の勧奨保護の途を講すること

二、教育の内容実質を改善し其効果を一層堅実ならしむること

- ・教育勅語及戊申詔書の御趣旨を貫徹する方法として報徳教の実行を図ること
- ・教授の準備を周到にし深く研究を逐げ教材を精選して之を授け智識は確実を旨とし反復練習応用自在ならしむること

三、学校の設備を完成すること

- ・校地校舎の不完全なるものを改良すること
- ・教具の製作研究に努むること
- ・学校園の拡張整理を期すること

四、実業教育の施設を完備すること

- ・実業補習学校を設置すること
- ・実業に関する講習会を開設すること

五、学校基本財産の蓄積を図ること

六、教育優待の途を講すること

- ・教員住宅及菜園を設置すること
- ・教育功労者賞表の方法を講すること

七、学校と家庭及社会との連絡を図ること

八、地方の実益を図り矯風獎善の方法を講すること

- ・青年団を組織し之を善導すること
- ・青年補習教育の普及を図ること
- ・体育に必要なる器具器械を設備すること
- ・簡易図書閲覧所(紀念文庫図書館)を設置すること
- ・勤儉朝蓄を獎励すること
- ・地方の物産を蒐集し産業の発達副業の興地に資すること」⁽⁷⁰⁾

「労働の神聖を悟らしむる為め本郡小学校に於て施設すべき方法

労働の神聖を悟らしむる為め本郡小学校に於て施設すべき適當なる方法

(70) 『宮城県教育会雑誌』 161号所収。

栗原郡教育会

要 目

- 一、学校にて施設すべき事項
- 二、家庭にて施設せしむべき事項
- 三、社会にて施設せしむべき事項
- 四、教師

方 法

- 一、学校にて施設すべき事項

- 1 心的陶冶の事項
 - イ. 労働要訓の制定(自働, 忍耐, 熱誠, 守時, 勤儉等の諸徳)
 - ロ. 模範人物を選び標榜せしむる事
 - 例二宮尊徳翁の如し
 - ハ. 労働に関する訓話の材料を調査蒐集して授くること
 - ニ. 児童の労働者を調査して旌表すること
 - ホ. 各教科に於て労働に関する材料の取扱には特に注意して人生に大切な所以を説くべし
 - ヘ. 労働の実況を観察せしめて神聖なる所以を悟らしむること
 - ト. 新聞雑誌類中の労働に関する記事を児童に知らしむる事
 - チ. 校内適当の場所に労働に関する絵画を掲ぐること
 - リ. 労働に関する歌詞を選び唱歌の材料とすること
 - ヌ. 講堂修身により労働精神を鼓吹奨励すること
- 2 実践的陶冶の事項
 - イ. 農園及学校園を設置して植物栽培を奨励し其結果を児童と共に楽しむこと
 - ロ. 学校園の分担手入肥料の蒐集をなさしむること
 - ハ. 養鶏, 養兎, 養豚, 養鯉等の動物飼育をなさしむること
 - ニ. 標本類の製作及蒐集をなさしむること
 - ホ. 害虫駆除及麦奴切取稗抜等をなさしむること
 - ヘ. 好んで洒掃する習慣を養成すること
 - ト. 理髪結髪をなさしむること
 - チ. 農産物の種子を配付して児童の栽培せしめ其収穫物及手工製作品の品評会展覧会等を開くこと

- 二、家庭にて施設すべき事項

- 1 心的陶冶の事項
 - イ. 労働要訓及注意事項を日常見聞し得る所に掲示し置き労働的精神を以て奨励すること
 - ロ. 家長は常に労働的精神を以て財産は自然に生ずるものにあらずして労働の結果により生ずるものなること, 父母の財産を当にせず財産は自己の腕一本にて働き造くるものであること等の注意を以て子弟を導き奨励せしむること
- 2 実践的陶冶の事項
 - イ. 日常清潔法を実行せしめて且家業の手伝をなさしむべきこと
 - ロ. 庭園の手入家具の整頓, 洗濯, 理髪, 料理, 子守, 植物の栽培害虫駆除, 麦奴切取, 稗取, 及草履鞋等の製作をなさしむべきこと
 - ハ. 動物飼育をなさしむべきこと
 - ・鶏, 兔, 豚, 鯉等
 - ニ. 田畠の幾部を貸与し主として学校より配付の種子を自栽培せしむること
 - ホ. 貢桑取, 魚貝類の捕獲摘草等をなさしむること
 - ヘ. 家庭に於て豆腐, 納豆, 野菜, 果実, 菓子等の販売を奨励すること
 - ト. 小遣銭は無意味に給与せず労働報酬として与ふべきこと
 - チ. 労働せしめたる時は多少にかかはらず報酬を与えおき常に貯金せしめて学用品の購入及其他の費用に充つすこと

- 三、社会にて施設せしむべき事項

- イ. 青年会信用組合等の独立団体を組織して労働力精神を鼓吹すること
- ロ. 其町村の労働者にして成績顕著なるものを敬せしむること

四、教師

- イ. 教師労働の神聖なることを自覚し実践躬行以て児童の模範となるべし
- ロ. 自己の労働的修養を怠るべからず
- ハ. 自己の職務に忠実なるべし」

「独立自治の精神を陶冶し其習慣を馴致せしむるに適切有効の方法

要 目

一、学校にて行ふべき事項

教授上, 管理訓練上, 養護上, 教師

二、家庭にて行ふべき事項

三、社会にて行ふべき事項

一、学校にて行ふべき事項

教授上

修身科

一、自治要訓の制定(義務, 正義, 廉恥, 信念等に関する)

- 一、修身教授に於て自治養成に関する事項と児童実際の境遇との接近及児童自身の処理したることに就ての賞揚を怠らざること
- 一、教授事項中実行し得べき方法は児童と約束の上に最後の成功を期待すべし
- 一、訓戒は凡て自身を反省せしむることを要す

管理訓練上

(ママ)

- 一、学級内に善良なる与論を構成せしむること
- 一、児童相互に制裁を加へしむること
- 一、総て物品は貸借せしめざること
- 一、自身は自己にて監督する習慣を養ふこと
 - (イ) 暴飲暴食せざること
 - (ロ) 浪費せざること
 - (ハ) 服装用具下足雨具の整頓をなさしむること

一、役員制及諸当番制を設くること

(イ) 級長副級長通学組合長等

(ロ) 洗掃準備等の諸当番

一、貯金奨励をなすべきこと

(イ) 郵便貯金

(ロ) 学校基金貯蓄会

- ・全校児童一ヶ月一人一厘以上を標準として出金せしめ貯蓄すること
- ・学科より得たる収穫代の一部を貯金すること
- ・些細の拾得金を貯金すること

一、作業を奨励すること

(イ) 学校園の分担手入動物飼育をなさしむること

(ロ) 動植物標本の製作害虫駆除麦奴稗抜等をなさしむるべきこと

(ハ) 洗濯洗張理髪結髪等をなさしむるべきこと

養護上

一、冷水摩擦, 撃劍柔術の奨励, 適度の散策, 深呼吸法, 栄養物の供給に注意すべきこと

一、身体各部の衛生に注意せしむるべきこと

一、トラホーム予防法其他の伝染病に注意を怠らしめざること

教師

一、教師先づ自動的なるべし

一、自己の職務に忠実なるべきこと

一、自己の修養に熱心なるべきこと

二、家庭にて行ふべきこと

一、家長は常に自営的精神にて子弟を奨励すべきこと

一、会計整理の練熟をなさしむべきこと

- 一、被服用具等の整頓をなさしむべきこと
- 一、送迎用向き取り次第をなさしむべきこと
- 一、日常清潔法及業務上の手伝をなさしむべきこと
- 一、庭園の手入家具の整頓洗濯理髪料理子守植物栽培害虫駆除麦奴稗抜取草履鞋等の製作をなさしむべきこと
- 一、青年に達せば相当の営利的業を授け其収穫を蓄積せしむること
 - (イ) 田畠の幾部を貸与すること
 - (ロ) 動物飼育をなさしむべきこと
養鶏, 養兔, 養豚, 養鯉
- 一、楽しき家庭を理想とすること
- 三、社会にて行ふべき事項
 - 一、府県郡市町村制の概要を知らしむること
 - 一、其町村自治の実況を知らしむること
 - 一、発明意匠の懸賞を盛んにすること
 - 一、簡易閲覧所新聞掲示場等を設くること
 - 一、農工商の実況視察をすすむこと
 - 一、授産事業を起すこと
 - 一、労働者を益彰表するの道を開くこと
 - 一、青年会信用組合等の独立団体を組織すること⁽⁷⁰⁾を奨励すること
 - 一、一般に科学的研究の精神を鼓吹すること」

では、凶作対策としての、また、地方改良運動における教育課題の一環としての小学校教育における手工科教授、労働教育は、内容的にはどのような特徴をもっていたのであろうか。次に、この点に関して検討していくことにしたい。その第一の特徴は、教育目的についての特徴である。凶作対策としての手工科教授、労働教育の主要目的は、前に述べたように、学用品、授業料を自弁するため直接労銀を稼ぎ出す⁽⁷¹⁾というものであった。しかし、地方改良運動における教育課題の一環としての手工科教授、労働教育になると、少なくとも目的論としては、凶作対策としてのそれとは異なっていた。また、手工科教授本来の目的とされてきた、「他学科と連絡関係し重に目及び手を練磨し物品を正確に製作する能を与へ工具の構造及使用法材料の品質及性質に関し普通の知識を授け図書理科数学等を実地説明」⁽⁷²⁾する⁽⁷³⁾という目的とも違っていた。むしろ、手工科、労働教育によって、教育勅語、戊申詔書の精神を教えこむこと、すなわち、その他の目的に従属することなく、それそのものとして「実業好愛の念を涵養し勤労節約等の⁽⁷⁴⁾徳性を養ひ独立自営の気風を養成する」ことが第一の目的となったのである。他教科との関連

(71) この点に関しては、小学校教育の本旨にはずれるとして根づよい批判が続いていた。例えば、「まして児童をして貢仕事の種を覚に之を以て生計の助となすの如きは」、「国民教育を蹂躪したるものと言わねはならぬ」という批判などがそれである(『宮城県教育会雑誌』 99号 4頁)。

(72) 『宮城県教育会雑誌』 174号 28頁。

(73) この目的についても、その基礎には次のような児童に対する差別観が横たわっていた。すなわち、「読書習字算術等が直接基礎をなし将来有望なる職を得るものは少数なる中等社会の民なり夫故に貧民の取るべき業務の基礎たる手指の練磨技能の科目」として、そしてその意味で「小学校の多数を占むる貧民子弟の教育」として手工科を奨励せよ、というような教科の位置づけだった(『宮城県教育会雑誌』 97号 12頁)。

(74) 『宮城県教育会雑誌』 174号 28頁。

でいえば、修身科とより直接的に結びつき、手工科、労働教育におけるこの教育目的は、その他の教科の教授を通して教えてこられるべきものという関係であったといえる。このことは、どのようなことを意味していたのかということが、宮城県における実業教育、手工科加設の主唱者の一人であったある県視学官に関する次のエピソードの中に反映されている。

「衣食足⁽⁷⁵⁾と後教ゆべしの管仲派で大分実業熱心である氏はなかなか意志の強い実行家で屋後數畝の地へはあらゆる作物をしつけ自ら糞土をとって労作して巡回から帰って時に夜間提灯つけてかせいしていることもあるオマケに養鶏までして一かどの御百姓である、所が先生毎月の産卵二円位に当るのでまづ養鶏も収支相当ると思って居たが段々勘定して見ると鶏の食料が五円もかゝってるので毎月幾円のマイナスを発見して驚いた、しかし損得かまはぬ百姓だから大分の成績が上ってる之を同人間では殿様百姓と云つて」いるというエピソードであった。

ある県視学の「実業」、「勤労」の実践は、本当の百姓からは「殿様百姓」と見られていたとはい、損得を問わず、また、働いても働いても貧困化するのは何故かということも問うことなくただ黙々と働くという勤労の精神、実業を愛する精神を形成するという「教育」のための実例を示す実践としては、模範的実践だったのである。⁽⁷⁶⁾以上検討したように、地方改良運動の教育課題の一環としての手工科、労働教育の目的は、「小学校の多数を占むる貧民子弟の教育」として貧民の生活の基礎、また「貧民の取るべき業務の基礎たる」⁽⁷⁷⁾⁽⁷⁸⁾先のような意味での徳性養成にあったのであり、精神主義的色彩の濃いものであった。

日露戦後の宮城県における手工科教授、労働教育の第二の特徴は、その教授方法が、訓練管理主義的教授方法と結合したという点にあった。すなわち、上記のような目的を教育目的としていたが故に、生徒達に対し「なぜ」という疑問を発せさせることなく教授活動を成立せしめる、教育的権威をもった教授方法が必要とされたのである。この訓練管理教授法とは、「教授に先立ちて、児童をして、受動的に教へを受け得る状態に至らしめ、又教授した事柄を、発動

(75) 同上 96号 37頁。

(76) 『宮城県教育会雑誌』 145号の「片々録」に、次のような記事が載っている。「貧乏人が日々朝から晩まで真黒く又青く色をかへて働き居るところに今日は非常な災厄にも拘らずお働きと声をかければ之れは活きて居られぬ故間に合わぬ故此の如く精出して働くといふ返事」というのがそれである。

(77) 『宮城県教育会雑誌』 104号所収の「教育者としての修養」の中で、この視学者が、「術策を弄して」、「同胞の労働生産の結果を横領する」ことなく、「自労作勤勉する」労作主義を教育界において鼓吹奨励している代表者として紹介されていた。

(78) 『宮城県教育会雑誌』 97号 12頁。

(79) 日露戦後の宮城県における工業の発展が職工に対し要求していたものは、知識技能というより次のような徳性であった。例えば、「秋保村立職工学校」においても、「当校の生徒は他日職工として社会に立つべき者なるを以て国民思想の養成は勿論なるも特に勤勉忍耐にして規律的行動するの性質を具備せしむることの極めて切要なりと認信するを以て如上の目的に副ふるの人格を育成するに留意」し教育を行っていた(『宮城県教育会雑誌』 187号 51頁)。

(80) 宮城県は、明治37年4月1日に訓令第27号を発し、「学校長ハ訓練教授ニ関シ施設シタル其ノ学年ノ成績及其ノ成績ニ基キ翌年中ニ施設セントスル要領ヲ具シ其学年中ニ監督官庁ニ申報スヘ」きことを義務づけた。

的に行⁽⁸¹⁾為に現さしむ」教授方法、また、「教師は、命令、禁止、誘引、勧告、戒諭、協賛、賞詞、示例、助成等の形式を以て彼等の人格の上に影響する」教授方法であった。それゆえ、「教師たるもの先つ修養し実行して之を導くことが求められた。先に見た栗原郡教育是においても、「労働の神聖を悟らしむるため本郡小学校に於て施設すべき適當なる方法」、「独立自治の精神を陶冶し其習慣を馴致せしめるに適切有効の方法」のどちらの「要目」にも、教師の項目があつた。前者の要目は、「イ. 教師労働の神聖なることを自覚し実践躬行以て児童の模範となるべしロ. 自己の労働的修養を怠るべからず ハ. 自己の職務に忠実なるべし」であり、後者のそれは、「一教師先づ自動的なるべし 一自己の職務に忠実なるべきこと 一自己の修養に熱心なるべきこと」であった。手工科教授、労働教育を行うにあたっては、これらのこととが、第三章第2節で検討した当時の宮城県の教員をめぐる諸条件の下に置かれていた教員たちに要求されて⁽⁸³⁾いたのであった。

そして、第三の特徴は、教育形態の特徴である。日露戦後の宮城県における手工科教授、労働教育は、凶作対策としてのであれ、地方改良運動の教育課題の一環としてのそれであれ、直接労銀を得る内職科的な形態であったことが、その特徴であった。それは、いざれにしろ、それによって得た金銭の貯蓄、すなわち、児童貯金の奨励と結びついていたからであった。登米郡を例にとって見ると、明治44年においても、「児童をして実業愛好の念を起さしめ勤労、共同、⁽⁸⁴⁾自治公益の精神を養成せしめんが為め」、「郡内各小学校児童をして当該学校教員監督の下に田面稗抜取に従事せしめ」⁽⁸⁵⁾ていた。「大体尋常第三学年以上」⁽⁸⁵⁾の生徒を対象とし、昼休みなし「放課後凡一日三時間位づ従事」⁽⁸⁵⁾させ、その「実行区域は通学区全部に及」⁽⁸⁵⁾んでいた。そして、「其の得たる金員を貯金の資に供せしめ」⁽⁸⁵⁾ていたのである。

では、当時、このような手工科教授、労働教育に対しては、どのような批判があったのであろうか。その代表的なものが次の批判であった。それは、「我國民をして将来実業労働を奨励発達さする事は大切な事である其手段として小学校に於ては各種の手芸労働的作業を尚進んでは家庭に於ける父兄の手助けをさするまでに進んで居るが其目的については非難なきも手段につ

(81) 『宮城県教育会雑誌』 113号 51頁。

(82) 同上 188号 31頁。

(83) この時期、教師の模範的姿としてペスタロッチがさかんに引っぱり出されていたことが特徴的であった。しかし、ここで引きあいに出されていたペスタロッチ像は、減私奉公の聖職者としてのそれであった。

(84) 地方改良運動における貯蓄の奨励は、次のような論理を内含させていた。それは、「一般ニ勤労ノ風ヲ奨メ各地適応ノ産業ヲ作興シ少ヲ聚メテ克ク大ヲ為サシムルノ方策ニヨリ各種公私ノ施設ト相俟チテ奮励鼓吹力ヲ公共ノ事業ニ致サシ」めようというものであった(明治41年12月11日の町村長会議における県知事の訓示要項)。県民に対し勤労の強化と消費の抑制を強いることによって蓄財させ、それを公共の事業に致さしめようというのである。この小学校教育における事例としては、増田尋常高等小学校の「教の貯金」の実践がある(『宮城県教育会雑誌』 160号にその趣意書がのっている)。

(85) 『宮城県教育会雑誌』 177号より抜粹。

いては如何であるかは考ふべきである其れは小学校教育の本旨に或は弊害を来さぬか」という批判であった。⁽⁸⁶⁾ といふのも、「健全なる身体発育を望む事は児童の発育期において最も大切であるにもかかわらず、「現在課している手芸は真田の編み方マッチ箱及封筒の張り方レースの編方巻煙草竹行李等で」、これらは「一定時間一部の身体を働かするに止まり目も同一に働くに止まる」は、適切でないからであった。また、更にその上、家庭においても農作業を手伝わしめるということは、「児童の遊戯時間を奪」って「体育上甚だ宜しからぬ」⁽⁸⁶⁾ からであった。第二には、「未だ発達せざる児童に斯る事を課するは嫌惡の念を生じ将来此を嫌ふの念を生じはしまいかと」心配されるからであった。第三には、「児童を大人と交らする事はイサカ賤しき言動を目にして耳にせしめ野卑に流れ」、「德育上に就て」問題であるというのであった。

第四章 まとめ

最後に、これまで検討してきたことを簡単に総括し、まとめにかえたい。全国的には、日露戦後の時期は、産業資本の確立期であると同時に、独占資本主義への移行の端初をなしていた時期であった。かつ日露戦争の勝利によって世界列強の一員となった天皇制国家が、戦後の「平和戦争」に勝ち抜くために富国政策を強力に推進しようとした時期であった。そのため、日露戦後の「教育改革」の主要な柱として、労働力の陶冶を目的とした実業(技術)教育が強力に奨励されていった。

しかし、日露戦後の宮城県に目を移すと、工業は、いまだ、基本的には、「廉価な労働力の無制限の搾取をもって自己の競争能力の唯一の基礎とする段階でしかなかった。農業は、連続する凶作の中でドン底の状態であった。それゆえ、それに伴う宮城県民の生活も疲弊の極にあつた。しかも、日露戦後経営の一環として、さらに県民に対する収奪強化を伴った地方自治団体の振興運動であった地方改良運動が展開されなければならなかつたのである。それで、日露戦後の宮城県における実業教育、又その一環としての手工科教授、労働教育は、そうした当時の経済的、社会的、そして、政治的諸条件に規定され、第一には、凶作対策の教育として、第二には、地方改良運動の行政的、政治的課題に従属し、その課題を推進するための教育として展開されざるをえなかつた。こうした教育は、内容的には、第一に、直接労銀を稼ぎ出すことを目ざした内職科としての、手工科、特別作業となり、第二には、独立自営、勤勉力行、貯蓄⁽⁸⁷⁾心の養成、公共心の養成のための教育方法として、精神主義的色彩の強い、勤労教育となつた。

(86) 同上 120号より抜粋。

(87) 当時の宮城県の実業教育がどのような水準のものであったのかということを示す例として次のようなものがある。明治40年4月20日、仙台高等工業学校が開校されたが、その理由は、「工業地以外の人々でも工業其者を理解するやうにならなければ真に工業国ということには至らぬと思」われたからであった(『河北新報』 明治40年4月20日付)。

第三章第1節で検討した、日露戦後、宮城県の教育界で展開された実業教育論との関係でいえば、以上見て來たような手工科教授、労働教育の展開を主導していた実業教育論は、第二の実業教育論だったといえよう。ただ、地方改良運動の教育課題の一環としての手工科教授、労働教育の段階になると、戊申詔書、教育勅語の精神の教育方法として位置づけられ、他の教科との関係では、修身科ともっとも密接に關係したのであり、第一の実業教育反対論の精神教育論に通じるものになっていったといえる。⁽⁸⁸⁾

では、以上要約してきたような日露戦後の宮城県における、手工科教授、労働教育は、当時の小学校教育の中でどのような位置を占めるものとして、当時の教育関係者の中に受けとめられていたのだろうか。明治45年6月に開催された、宮城県教育会第23次総会における次の議案をめぐっての討議の中で、上記の点に関しその一端を示す議論がされていた。以下、その議論を少し追ってみたい。

その議案は、「小学校令施行規則第十八條第五号表及第六号表の欄外記載事項を左の如く改正せられんことを其筋に建議するの可否、男児の手工農業商業は土地の情況に依り本表の時数より四時以内を減して適宜他の教科目に配当することを得」というものであり、採決の結果否決されている。^(ママ)

この議案をめぐる議論の中で、手工科等の位置づけに関する議論は次の二つであった。第一のそれは、「子弟を学校に托するも之れが教育の方法と希望は日常必須の科目に付充分育成せられんことを望む」からである。それゆえ、「手工科の如教授と日常適切に其の痛痒を感じべき算術科の教授時数と同一に為し置くの要なしと信ずる」というものであった。第二の議論は、「現下郡村の小学教育の実況より觀察するときは手工、商業、農業の科目に付多くの時数を費し教育を為すは單に児童の実業思想を助長せしめんとする一方策にして敢て充分の目的を達し得ざるものと信ず……却て日常必須の国語又は算術等の科目付充分の意を用ひられんことを望む」(傍点引用者)というものであった。

(88) 戸坂潤氏は、「『実際教育』とか『実業』教育とか云う」ものに対し、それがもし、「歴史的認識」、「技術的社会的認識」、「今日の社会に於ける技術上の実際問題」等々との関係を意味するものでないなら、それは、「政治屋的片言に過ぎない」と批判していた(戸坂潤「現代科学教育論」331頁、『戸坂潤全集』第一巻、所収)。

(89) 『宮城県教育会雑誌』 184号より引用。